

岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会

目次

はじめに

第1章 構成市町

1 構成4市1町の概要	1
2 構成消防本部	2
（1）消防本部の概要	2
（2）消防署所の位置・名称	3

第2章 検討の背景

1 岐阜地域4市1町の消防の現状	4
（1）人口推移	4
（2）消防活動内容	6
（3）予防体制	9
2 検討の体制・経緯	11
（1）検討体制	11
（2）検討経過	13

第3章 広域化で期待される効果

1 出場体制の強化	14
（1）現場到着時間の短縮	14
（2）初動体制の強化	15
2 体制の高度化	16
（1）高度な部隊、高機能な車両及び資機材の整備	16
（2）救急救命士の計画的養成	16
（3）予防要員の専門化・高度化	16
（4）指揮隊の配置	16
（5）大規模災害への対応力強化	16
3 財政負担の削減	17
（1）重複投資の回避	17
（2）職員数（人件費）の削減	17

第4章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1 基本的事項	18
（1）広域化参画市町	18
（2）広域化対象業務	18
（3）広域化の方式	19
（4）広域化の実施時期	20
（5）消防本部の位置及び名称	21
（6）消防署所の位置及び名称	21
2 組織	24
（1）消防本部及び署所の機構	24
（2）消防本部及び署所の事務分掌	26

(3) 署所の管轄区域 -----	27
(4) 部隊及び資機材配置 -----	29
(5) 車両仕様の統一 -----	31
(6) 部隊運用 -----	31
(7) 定員配置 -----	31
(8) 署所の確保人員 -----	33
3 人事 -----	34
(1) 職員の任用 -----	34
(2) 勤務体制 -----	37
(3) 管理監督者の配置 -----	39
(4) 階級設定 -----	40
(5) 人事異動 -----	41
(6) 給料 -----	41
(7) 諸手当（退職手当除く） -----	42
(8) 退職手当 -----	44
(9) 職員研修及び福利厚生 -----	45
(10) 被服等貸与品 -----	46
4 施設 -----	48
(1) 高機能消防指令センター -----	48
(2) 消防救急デジタル無線システム -----	51
(3) 消防水利 -----	51
5 財産 -----	52
(1) 財産 -----	52
(2) 債務 -----	56
6 経費負担 -----	57
(1) 財源の確保 -----	57
(2) 初期投資経費 -----	58
(3) 初期投資経費の負担方法 -----	59
(4) 消防事務執行経費の負担方法（区分） -----	59
(5) 消防事務執行経費の支払い方法 -----	60
(6) 退職手当の負担方法 -----	60
7 各種団体との連携 -----	61
(1) 消防団との連携 -----	61
(2) 関係団体等との連携 -----	65
(3) 防災・国民保護関係部局との連携 -----	68
(4) 広域化後の適正な消防運用 -----	70
8 その他事項 -----	71
(1) 各市町が支出している補助金等の取扱い -----	71
(2) 消防事務に係る手数料等の取扱い -----	71
(3) 各市町が行っている消防関連の慣行等 -----	72

はじめに

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています。

近年、大規模地震、豪雨災害やテロ災害等の複合化・大規模化する災害や住民ニーズの多様化・高度化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防はこれらの災害や要望等に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模消防本部においては、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があることや、人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増加する一方、消防本部の管轄人口の減少により、消防本部そのものが小規模化することが懸念されます。

このような状況のなか、国においては、市町村の消防体制の広域化推進のため、平成 18 年 6 月に消防組織法を改正し、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。

これを受け、岐阜県では平成 20 年 3 月に県内における広域化の推進を図ることを目的として「岐阜県消防広域化推進計画」が策定され、消防の広域化を推進する必要があると認められる市町村の組合せや、広域化を推進するために必要な措置などが定められました。

平成 27 年 1 月には、山県市から岐阜市に対し、事務委託での消防の広域化についての本格協議の依頼があり、また、平成 28 年 10 月には本巣市と北方町からも同様の依頼がありました。

そのため、以前から岐阜市が消防事務を受託していた瑞穂市を加えた 4 市 1 町で「岐阜地域 4 市 1 町消防広域化連絡会」を設置し協議を重ね、問題解決の方針が整ったことから、平成 28 年 11 月 28 日に消防組織法第 34 条第 1 項に規定する広域消防運営計画の策定を目的として、4 市 1 町の首長などで構成する「岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会」を設置し協議を行いました。

この「岐阜地域 4 市 1 町広域消防運営計画」は、4 市 1 町の合意のもとに策定しているものであり、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な計画として位置づけられるものです。

今後は、平成 30 年 4 月 1 日の広域化実現までの間に、岐阜地域 4 市 1 町の住民に対する充実した消防サービスの提供や、各市町の消防団、防災部局との強固な連携を確立し、広域化後も各市町の首長が委託事務の管理及び執行に必要な消防力の整備計画策定について、参画できる体制を整えるとともに、岐阜地域 4 市 1 町の消防責任を果たしてまいります。

平成 29 年 3 月 30 日

岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会

第1章 構成市町

1 構成4市1町の概要

市町	人口、世帯数、面積 (平成28年4月1日) 市章・町章	市町の概要
岐阜市	○412,589人 ○175,371世帯 ○203.6 km ² 	岐阜市は、岐阜県の中南部にあり、明治22年7月に誕生した、同県の県庁所在地である。市域の多くは、長良川とその支流の扇状地及び自然堤防地帯からなる。清流長良川と緑豊かな金華山を有し、1300年の歴史を誇る長良川鵜飼や織田信長ゆかりの岐阜城など歴史のまちとして知られる。アパレル産業など、ものづくりの盛んな地域である。
瑞穂市	○53,599人 ○20,148世帯 ○28.2 km ² 	瑞穂市は、岐阜市の南西部に隣接し、地形はおおむね平坦、古来より豊富な水を活かしたまちとして発展してきた。平成15年5月、水資源と交通に恵まれた穂積町と、富有柿などの農作物生産の盛んな巣南町が合併して発足した。国道21号やJR東海道本線によって、利便性の高い、拠点都市として発展している。
山県市	○28,110人 ○10,748世帯 ○222.0 km ² 	山県市は、岐阜市の北部に隣接し、平成15年4月、山県郡の高富町、伊自良村、美山町が合併して誕生した。山地丘陵部が多く、北端の日永岳(1,216メートル)を最高峰として枝状の山地と、長良川支流流域の平坦地からなる。鮎釣りや川遊びなど豊かな自然を活かしたまちづくりに加え、東海環状自動車道の(仮称)高富インターチェンジ建設工事等が進められており、広域交通拠点となることが期待されている。
本巣市	○35,020人 ○12,219世帯 ○374.6 km ² 	本巣市は、岐阜市の北西部に隣接し、平成16年2月、本巣町・真正町・糸貫町・根尾村が合併して誕生した市である。市域の8割以上を占める森林や清流根尾川など豊かな自然環境を有しており、根尾川を灌漑用水として利用することにより、南部の肥沃な耕地から各種の農産物が生産されている。
北方町	○18,252人 ○7,161世帯 ○5.2 km ² 	北方町は、岐阜市の西部に隣接し、南北に天王川、糸貫川等の河川が流れている。明治22年に誕生した歴史文化のまちであるとともに、近年では土地区画整理事業や土地改良事業、都市計画道路等の整備により、県内でも人口密度の高い町の一つとなっている。

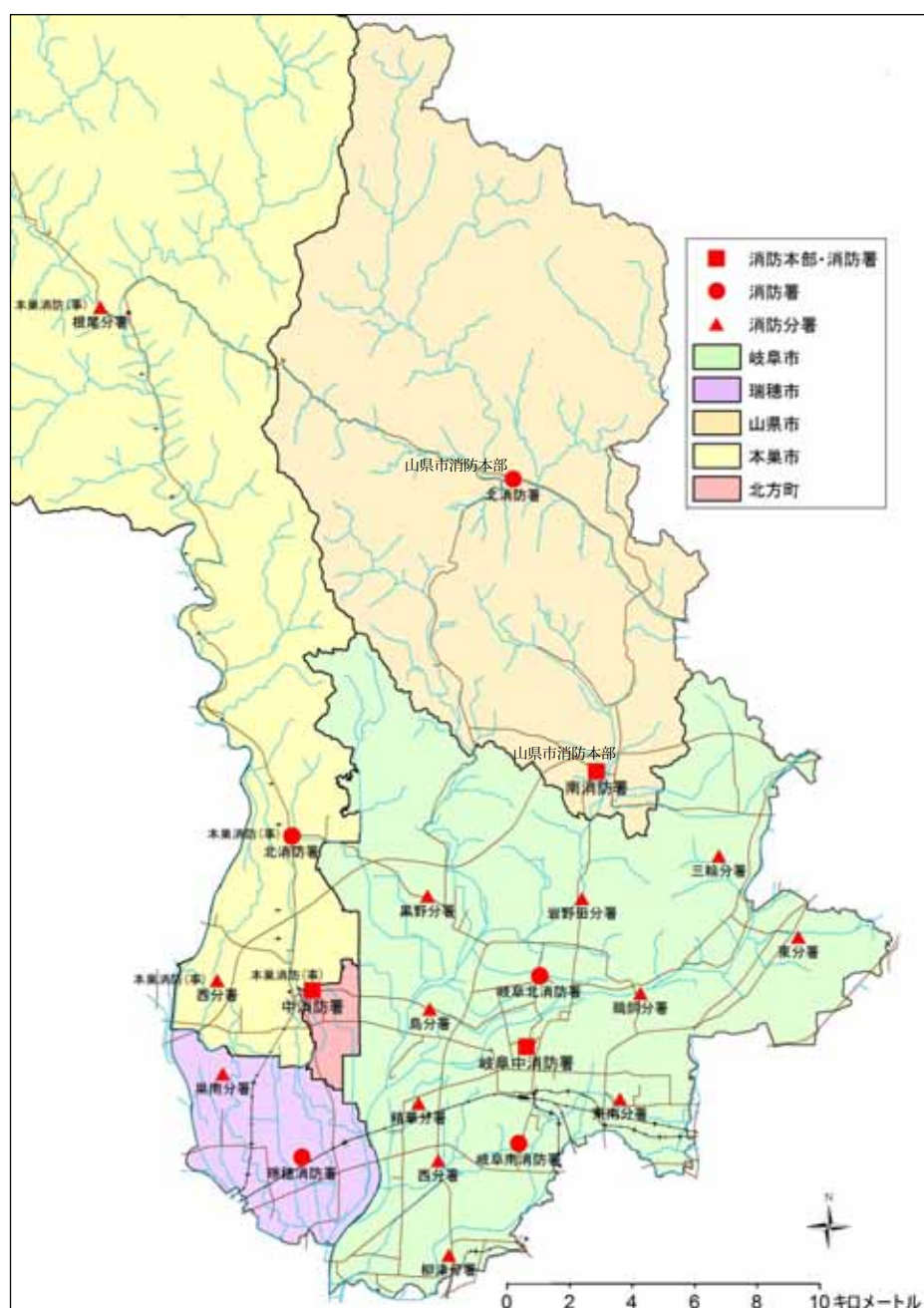
2 構成消防本部

(1) 消防本部の概要

	岐阜市消防本部	山県市消防本部	本巣消防事務組合 消防本部	合計
事務処理 方式	事務委託 (岐阜市・瑞穂市)	単独	一部事務組合 (本巣市・北方町)	4市1町
管内人口	466,188人	28,110人	53,272人	547,570人
管内面積	231.8 km ²	222.0 km ²	379.8 km ²	833.6 km ²
職員数	519人	52人	87人	658人
消防本部	1	1	1	3
消防署	4	2	2	8
分署	11		2	13

(平成28年4月1日現在)

図1-1 4市1町の消防署所等の位置



(2) 消防署所の位置・名称

本部名	本部・署所	位置
岐阜市消防本部 (岐阜市・瑞穂市)	消防本部・中消防署	岐阜市美江寺町二丁目 9 番地
	中消防署東分署	岐阜市芥見南山二丁目 4 番 26 号
	中消防署東南分署	岐阜市北一色四丁目 10 番 16 号
	中消防署鵜飼分署	岐阜市日野西二丁目 1 番 9 号
	中消防署精華分署	岐阜市西荘四丁目 6 番 40 号
	南消防署	岐阜市茜部大野一丁目 12 番地
	南消防署西分署	岐阜市江添三丁目 8 番 18 号
	南消防署柳津分署	岐阜市柳津町丸野二丁目 170 番 1 号
	北消防署	岐阜市鷺山 1769 番地 496
	北消防署黒野分署	岐阜市今川字神明 63 番地 1
	北消防署島分署	岐阜市旦島五丁目 11 番 11 号
	北消防署岩野田分署	岐阜市岩崎二丁目 12 番 9 号
	北消防署三輪分署	岐阜市福富迎田 6 番地 1
	瑞穂消防署	瑞穂市別府 2451 番地 1
	瑞穂消防署巣南分署	瑞穂市森 435 番地
	消防本部 整備工場	岐阜市琴塚二丁目 9 番 7 号
山県市消防本部	消防本部・南消防署	山県市高木 1291 番地 2
	北消防署	山県市笹賀 70 番地 1
本巣消防事務組合消防本部 (本巣市・北方町)	消防本部・中消防署	本巣郡北方町加茂一丁目 23 番地
	中消防署西分署	本巣市政田 313 番地
	北消防署	本巣市文殊 260 番地
	北消防署根尾分署	本巣市根尾神所 395 番地 1

第2章 検討の背景

1 岐阜地域4市1町の消防の現状

(1) 人口推移

我が国の総人口は、平成20年（2008年）以降一貫して減少しており、本格的な人口減少社会を迎えている。岐阜地域の岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町（以下、「4市1町」という。）の中では、岐阜市において昭和60年（1985年）以降、山県市において平成7年（1995年）以降、本巣市においては平成25年（2013年）以降、人口の減少が続いている。国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（2010年-2040年）では、4市1町の内、瑞穂市と北方町は微増が見込まれるものの、全体として減少が予測されている（表2-1、図2-1）。また、高齢化率（65歳以上の人口比率）は4市1町すべてで上昇するとともに、生産年齢人口比率（15歳～64歳人口の比率）は低下すると予測されている（表2-2、図2-2）。

こうした人口減少、高齢化及び生産年齢人口比率の低下は、市町の財政基盤の脆弱化や、高齢者の増加による救急出動件数の増加など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが懸念される。

表2-1 将来人口推計（4市1町）

年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	413,136	406,725	396,788	383,786	368,985	353,218	336,843
瑞穂市	51,950	53,102	53,718	53,933	53,865	53,531	52,946
山県市	29,629	28,515	27,275	25,900	24,417	22,882	21,289
本巣市	35,045	34,900	34,404	33,664	32,761	31,728	30,597
北方町	18,395	18,837	19,028	19,052	18,961	18,767	18,519
4市1町	548,155	542,079	531,214	516,335	498,988	480,127	460,195
岐阜県	2,080,773	2,035,473	1,978,053	1,907,818	1,829,589	1,746,339	1,659,525

出典：国勢調査、2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

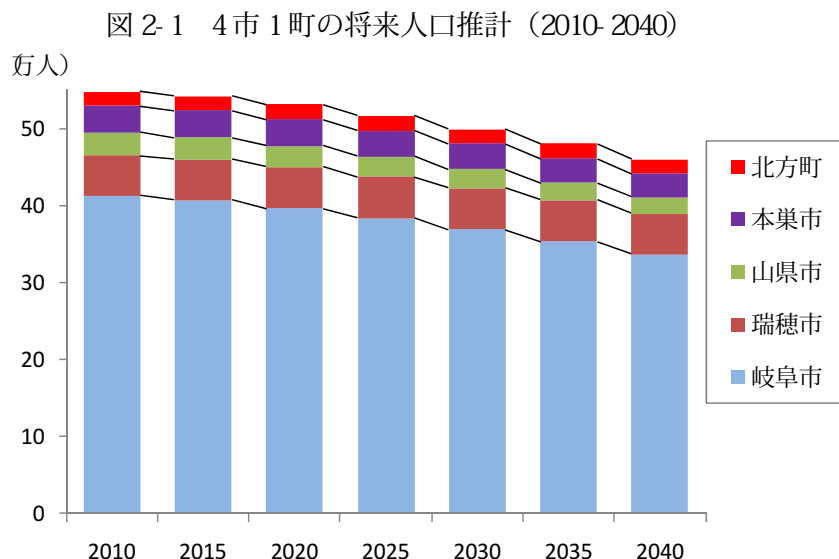
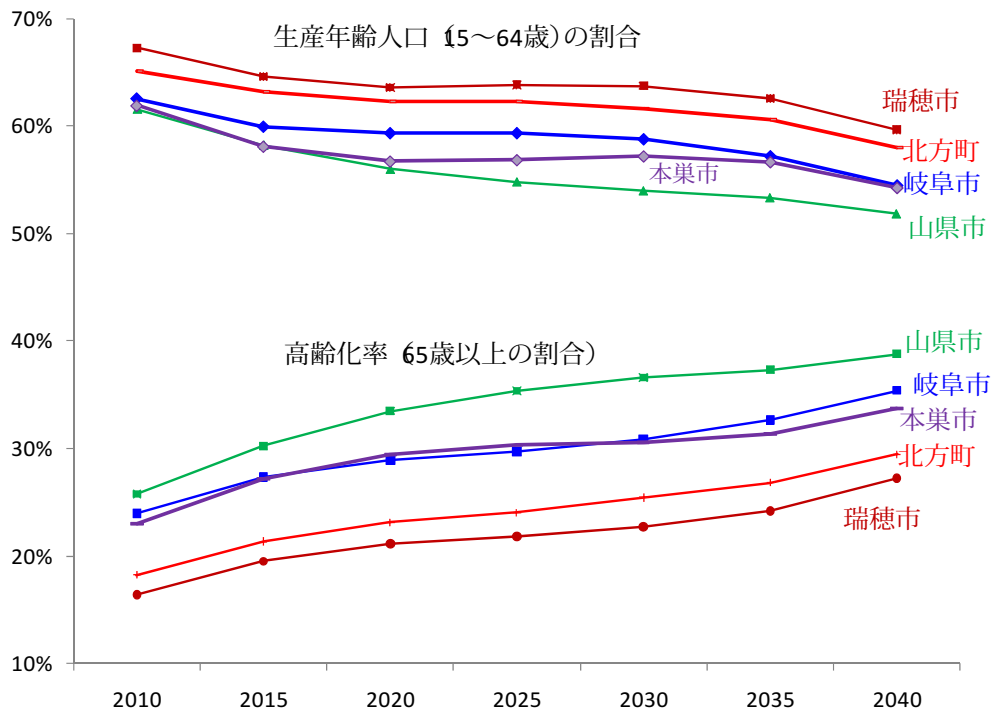


表 2-2 高齢化率の将来予測

年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
岐阜市	24.0%	27.4%	28.9%	29.7%	30.9%	32.7%	35.4%
瑞穂市	16.4%	19.5%	21.1%	21.8%	22.7%	24.2%	27.2%
山県市	25.8%	30.3%	33.5%	35.4%	36.6%	37.3%	38.8%
本巣市	23.0%	27.2%	29.5%	30.3%	30.6%	31.4%	33.7%
北方町	18.3%	21.3%	23.1%	24.0%	25.4%	26.8%	29.5%
4市1町	23.0%	26.4%	28.1%	28.9%	29.9%	31.5%	34.1%
岐阜県	24.1%	28.0%	30.2%	31.3%	32.5%	33.8%	36.2%

出典：国勢調査、2015 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

図 2-2 4市1町の高齢化率と生産年齢人口比率の将来予測



（２）消防活動内容

人口減少、高齢化及び生産年齢人口比率の低下に加え、住環境を始めとする人々の生活様式の変化や、住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は変容を遂げており、消防の活動内容にもその影響が及んでいる。

4市1町においても、救急活動の現場では、高齢者の増加による出動件数の増加のほか（表2-3、図2-3）、救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになった。

このため、メディカルコントロール体制^{※1}の充実等による質の確保及び向上が強く求められるなど、業務量の増加のみならず、業務内容も極めて高度化している。

消火及び救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られないものの（表2-3、図2-3）、平成23年3月に発生した東日本大震災への緊急消防援助隊^{※2}の応援派遣等による活動範囲の拡大のほか、建築物の高層化、大規模化、さらには大型ショッピングセンターや宿泊施設等の大規模集客施設の増加等により、施設の火災時等における消火及び救助活動や避難行動要支援者の避難対応等への対応が必要となるなど、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも対応し得る、高機能な車両を始めとする高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が必要となっている。

このように消防活動内容が変化する中で、4市1町における近年の常備消防費は、厳しい財政状況等から頭打ちの状態にあり（表2-4、図2-4）、今後はより効率的で効果的な消防行政の運営が求められている。

※1 メディカルコントロール体制：救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示又は指導・助言及び検証してそれらの医療行為の質を保障する体制。

※2 緊急消防援助隊：大規模災害等において都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に行えるよう、あらかじめ全国の消防機関が登録した部隊で編成された消防の応援部隊。

表 2-3 火災件数、救急出場件数、救助出場件数の推移

火災件数

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	10年 間平均
岐阜市	220	175	173	146	138	167	181	148	112	110	157
瑞穂市	19	20	25	15	21	18	32	20	16	13	20
山県市	18	13	12	9	13	8	21	17	8	16	14
本巣市	19	21	26	23	16	13	21	16	12	20	19
北方町	5	4	4	4	5	5	5	4	4	3	4
合計	281	233	240	197	193	211	260	205	152	162	219

救急出場件数 ※岐阜市消防本部、本巣消防（事） 管轄外への出場件数を除く

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	10年 間平均
岐阜市	16,339	15,898	16,174	17,279	17,697	18,180	18,332	18,543	18,714	19,098	17,625
瑞穂市	1,172	1,313	1,414	1,573	1,747	1,727	1,671	1,699	1,640	1,776	1,573
山県市	987	915	968	1,067	1,015	1,033	1,014	1,040	980	1,050	1,007
本巣市	1,189	1,233	1,189	1,285	1,294	1,301	1,386	1,354	1,393	1,384	1,301
北方町	598	543	632	695	680	690	721	735	763	881	694
合計	20,285	19,902	20,377	21,899	22,433	22,931	23,124	23,371	23,490	24,189	21,979

救助出場件数 ※岐阜市消防本部、本巣消防（事） 管轄外への出場件数を除く

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	10年 間平均
岐阜市	293	303	265	241	245	273	275	279	282	296	275
瑞穂市	19	36	24	28	21	29	37	46	41	32	31
山県市	15	14	17	14	14	17	20	24	20	20	18
本巣市	28	34	32	32	23	27	27	28	29	28	29
北方町	8	7	9	9	8	12	8	5	14	6	9
合計	363	394	347	324	311	358	367	382	386	382	359

図 2-3 4市1町の火災件数、救急出場件数、救助出場件数の推移

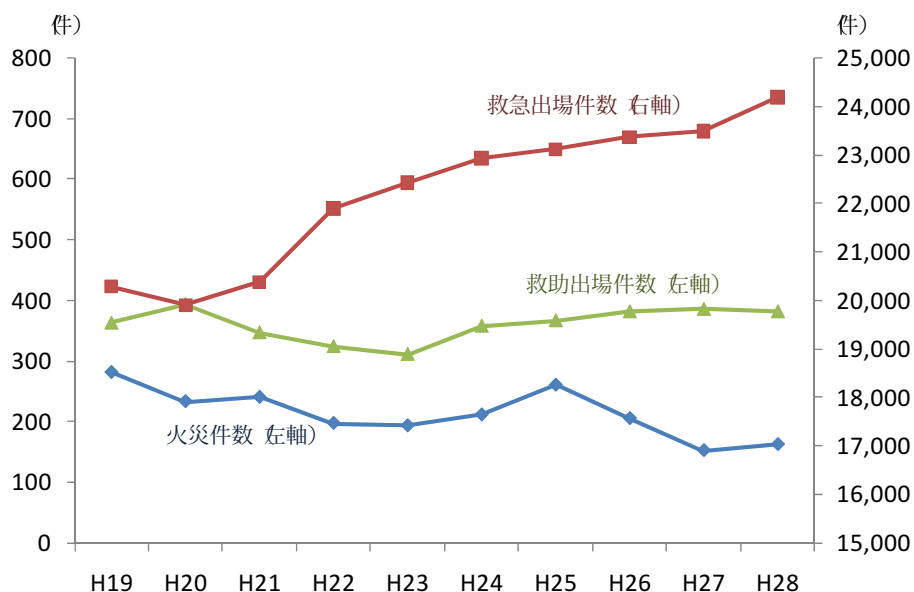


表 2-4 常備消防費決算額の推移

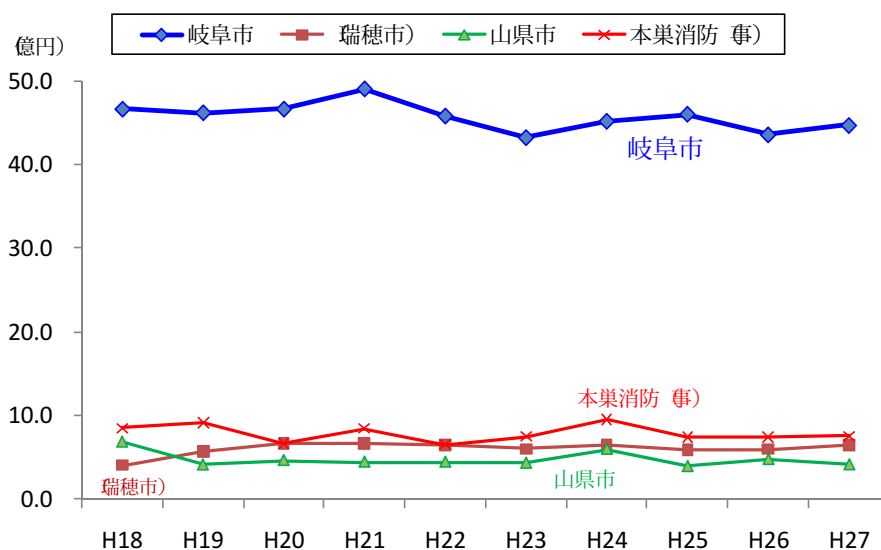
(単位：千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
岐阜市	4,662,843	4,620,920	4,663,208	4,899,661	4,582,690
(瑞穂市)	408,472	577,947	671,861	667,241	651,106
山県市	685,390	412,693	465,409	447,211	446,405
本巣消防(事)	852,536	912,411	671,496	849,552	657,989

年度	H23	H24	H25	H26	H27
岐阜市	4,330,668	4,521,242	4,604,098	4,362,904	4,471,747
(瑞穂市)	603,299	651,089	593,667	600,522	651,369
山県市	434,737	599,613	393,668	478,544	414,649
本巣消防(事)	751,315	955,541	738,372	739,031	757,046

※千円未満切上げ

図 2-4 常備消防費決算額の推移



（３）予防体制

予防業務は、消防法に基づき火災予防の観点から災害発生を抑制するとともに、火災が発生した場合の被害を最小限とするもので、査察や意識啓発など、消防業務の中で特に能動的な業務に位置付けられる。

防火対象物に対する査察等は、消防法に基づき全国の市町村で同様に行われており、４市１町の実施状況は表 2-5 のとおりである。

表 2-5 ４市１町の立入検査実施状況

○岐阜市

防火対象物等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
防火対象物数	16,613	15,904	15,753	15,711	15,486
立入検査実施数	5,022	5,296	7,472	6,305	6,950
実施率（％）	30.2%	33.3%	47.4%	40.1%	44.9%

危険物施設等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
危険物施設数	1,018	995	936	922	902
立入検査実施数	616	680	682	680	785
実施率（％）	60.5%	68.3%	72.9%	73.8%	87.0%

○瑞穂市

防火対象物等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
防火対象物数	1,966	1,904	1,884	1,874	1,869
立入検査実施数	628	731	938	926	868
実施率（％）	31.9%	38.4%	49.8%	49.4%	46.4%

危険物施設等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
危険物施設数	139	138	143	144	144
立入検査実施数	132	128	135	128	141
実施率（％）	95.0%	92.8%	94.4%	88.9%	97.9%

○山口市

防火対象物等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
防火対象物数	758	751	732	737	760
立入検査実施数	694	446	479	382	180
実施率（％）	91. 6%	59. 4%	65. 4%	51. 8%	23. 7%

危険物施設等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
危険物施設数	106	99	89	89	88
立入検査実施数	96	87	88	81	82
実施率（％）	90. 6%	87. 9%	98. 9%	91. 0%	93. 2%

○本巢市

防火対象物等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
防火対象物数	930	937	947	947	930
立入検査実施数	50	164	126	169	318
実施率（％）	5. 4%	17. 5%	13. 3%	17. 8%	34. 2%

危険物施設等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
危険物施設数	149	142	141	143	139
立入検査実施数	75	53	37	56	61
実施率（％）	50. 3%	37. 3%	26. 2%	39. 2%	43. 9%

○北方町

防火対象物等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
防火対象物数	593	598	593	613	610
立入検査実施数	55	51	52	73	109
実施率（％）	9. 3%	8. 5%	8. 8%	11. 9%	17. 9%

危険物施設等

年度	H23	H24	H25	H26	H27
危険物施設数	70	65	64	64	65
立入検査実施数	3	15	42	2	15
実施率（％）	4. 3%	23. 1%	65. 6%	3. 1%	23. 1%

2 検討の体制・経緯

(1) 検討体制

岐阜県消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化を推進するため、消防の広域化重点地域に指定された、岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町の4市1町で、地方自治法の規定に基づく各市町議会の議決を要しない任意の協議会「岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会」を設置し、各市町間の協議及び広域消防運営計画の策定作業を行う。協議会の概要は、表2-6のとおりである。

表2-6 岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会の概要

設置目的	消防の広域化後の4市1町の消防事務の管理及び執行について連絡調整を図るとともに、広域消防運営計画に4市1町の意見を適切に反映させることを目的とする。	
参画自治体	岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町	
設置年月日	平成28年11月28日	
主要事務	・広域消防運営計画の作成に関する事務 ・消防の広域化に係る調査研究に関する事務 ・上記以外の消防の広域化に関する事務	
構成	協議会	【岐阜市】 市長、市議会議長、消防団長、消防長 【瑞穂市】 市長、市議会議長、消防団長 【山県市】 市長、市議会議長、消防団長、消防長 【本巣市】 市長、市議会議長、消防団長 【北方町】 町長、町議会議長、消防団長 【本巣消防事務組合】 消防長
	幹事会	【岐阜市】 両副市長、消防長、行政部長、財政部長 【瑞穂市】 副市長、総務部長 【山県市】 副市長、消防長、総務課長、企画財政課長 【本巣市】 副市長、総務部長、企画部長 【北方町】 副町長、総務課長 【本巣消防事務組合】 消防長
	専門部会	《総務部会》 【岐阜市】 消防本部消防総務課長、財政部財政課長 行政部人事課長、行政部管財課長 【瑞穂市】 総務部総務課長、総務部総括課長補佐 【山県市】 消防本部消防課長、総務課長、企画財政課長 【本巣市】 総務部参事兼総務課長 企画部参事兼秘書広報課長 企画部参事兼企画財政課長 総務部総務課総括課長補佐 【北方町】 総務課長、防災安全課課長補佐 【本巣消防事務組合】 総務課長 ----- 《警防・救急部会》 【岐阜市】 消防本部消防課長、消防本部救急課長 消防本部指令課長、消防本部瑞穂消防署長 【瑞穂市】 総務部総務課長、総務部総括課長補佐 【山県市】 消防本部南消防署長 消防本部北消防署長 消防本部南消防署副署長 【本巣市】 総務部参事兼総務課長 総務部総務課総括課長補佐 【北方町】 総務課長、防災安全課課長補佐 【本巣消防事務組合】 警防課長、警防課主幹

		《指令部会》 【岐阜市】消防本部指令課長 消防本部予防課長 【瑞穂市】総務部総務課長、総務部総括課長補佐 【山県市】消防本部南消防署長 消防本部南消防署副署長 【本巣市】総務部参事兼総務課長 総務部総務課総括課長補佐 【北方町】総務課長、防災安全課課長補佐 【本巣消防事務組合】中消防署長、中消防署署長補佐
		《予防部会》 【岐阜市】消防本部予防課長、消防本部指令課長 【瑞穂市】総務部総務課長、総務部総括課長補佐 【山県市】消防本部予防課長、消防本部南消防署長 消防本部予防課主幹 【本巣市】総務部参事兼総務課長 総務部総務課総括課長補佐 【北方町】総務課長、防災安全課課長補佐 【本巣消防事務組合】予防課長、予防課係長
	事務局	【構成員】 岐阜市消防本部 消防総務課

(2) 検討経過

昭和 47 年以降、現在の瑞穂市を構成する穂積町が、岐阜市に消防事務を委託し、平成 15 年、平成 20 年の市町村合併や受託範囲の変更を経て、現在に至っている。

平成 27 年 12 月、山県市から岐阜市に対し、消防事務委託方式による消防の広域化協議の依頼があり、岐阜市、瑞穂市、山県市の 3 市で協議を開始し、平成 28 年 2 月には広域化の気運が高い地域として、岐阜県知事から「消防広域化重点地域」の指定を受けた。

平成 28 年 10 月には、本巣市と北方町からも岐阜市に同様の依頼があったことから、従前からの 3 市に本巣市、北方町を加えた 4 市 1 町で広域化に向けた協議を進めたところ、新たな枠組みで「消防広域化重点地域」の指定を受け、協議を進めることとなった。

表 2-7 消防広域化の検討経緯

年	月日	内容
昭和 47 年	4 月 1 日	岐阜市（本巣郡穂積町の消防事務受託開始）
平成 15 年	5 月 1 日	岐阜市（瑞穂市（旧 本巣郡穂積町地域）の消防事務受託開始）
平成 20 年	4 月 1 日	岐阜市（瑞穂市全域の消防事務受託開始）
平成 27 年	1 月 26 日	山県市長から岐阜市長に対し消防の広域化についての本格協議を正式に依頼
平成 28 年	1 月 4 日	岐阜・瑞穂・山県三市消防広域化連絡会設置
	2 月 25 日	「消防広域化重点地域」の指定 【岐阜市・瑞穂市・山県市】
	10 月 5 日	本巣市、北方町から岐阜市長に対し消防の広域化についての本格協議を正式に依頼
		岐阜地域 4 市 1 町消防広域化連絡会設置
	10 月 27 日	「消防広域化重点地域」の指定 【岐阜市・瑞穂市・山県市・本巣市・北方町】
	11 月 28 日	岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会設立・第 1 回会議
	11 月 29 日	岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会第 1 回幹事会
	12 月上旬～	各専門部会開催
平成 29 年	1 月中旬	（総務部会・警防・救急部会、指令部会、予防部会）
	1 月 24 日	岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会第 2 回幹事会
	2 月 15 日～ 3 月 14 日	パブリックコメントの実施 （広域消防運営計画（案）の公表・意見募集）
	3 月 29 日	岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会第 3 回幹事会
	3 月 30 日	岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会第 2 回会議

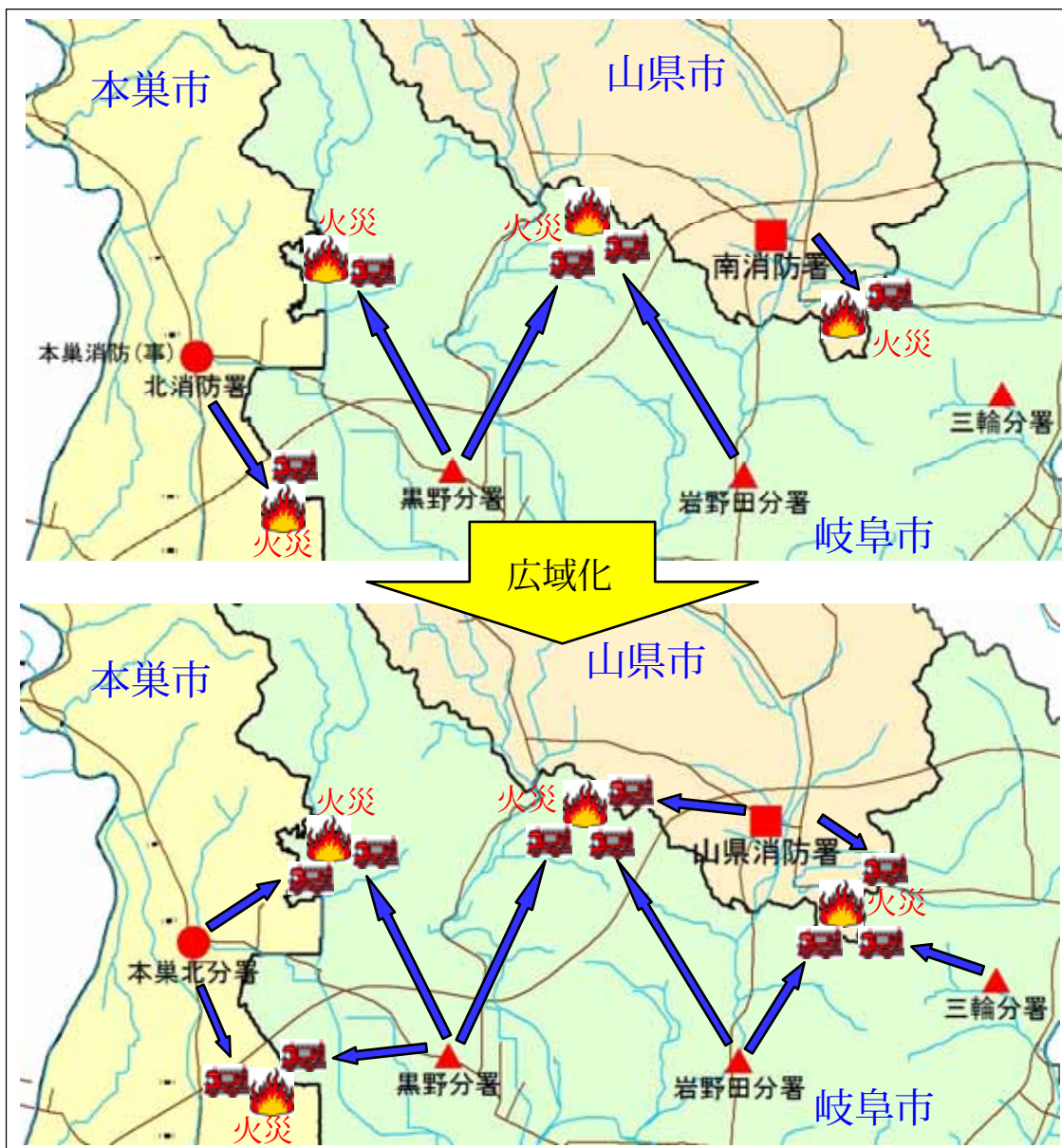
第3章 広域化で期待される効果

1 出場体制の強化

(1) 現場到着時間の短縮

消防の広域化により、現状の行政区域を越えた消防活動が可能となる。これにより、特に行政区域境界付近の災害においては、近い署所から必要な部隊を順次出場させることで、最も早く現場に到着する部隊のみならず、2番目、3番目の部隊が現場に到着する時間の短縮が図られ、消防活動の開始時期短縮に加え、効果的な消防力の投入がなされることによって、被害の軽減が図られることが期待される（図3-1）。

図3-1 岐阜市、山県市、本巣市の市境付近で火災が発生した場合（例）



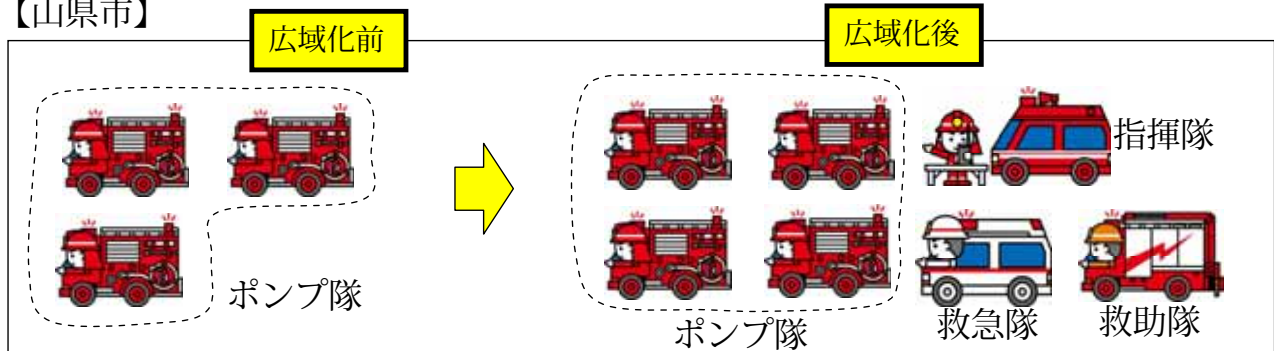
（２）初動体制の強化

新たに岐阜市に消防事務を委託する市町においては、現状に比べ、早い段階での出場部隊数が増加することになるため、消防対応力の強化が期待される。

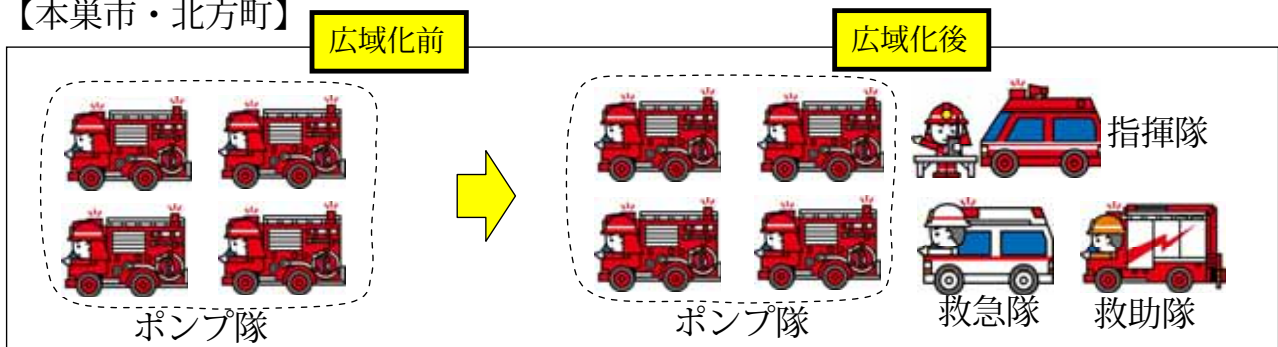
また、一つの消防本部が保有する部隊数が増えることで、通報内容等により速やかな増隊が可能となるほか、同時に発生した他の災害等への迅速な対応も可能となる。

図 3-2 山縣市、本巣市、北方町の広域化後の出場部隊数（例）

【山縣市】



【本巣市・北方町】



※「指揮隊」の出場は、平日、昼間のみ

- ・現場状況等により、速やかな増隊が可能
- ・同時に発生した、他の災害対応が可能

2 体制の高度化

(1) 高度な部隊、高機能な車両及び資機材の整備

広域化後、救助隊が6隊（高度救助隊1隊、特別救助隊1隊、救助隊4隊）となり、投入可能隊数が増加することにより、特殊な災害に対しての災害対応力が向上する。

また、合理化により生じる財政的効果を活用して、特殊車両や高機能な資機材の整備が図られるほか、高機能消防指令センター等、施設機能の高度化が可能となることから、消防力の向上が期待できる。

(2) 救急救命士の計画的養成

この先も救急出場件数の増加が見込まれる中、病院前救護を強化し救命率の向上を図るには、高度な救命処置が可能な救急救命士の数を一層充実させ、円滑な救急搬送を行う必要がある。

広域化によって、職員の効率的な配置が可能になり、救急隊員の再教育による長期派遣も容易に行えることから、救急救命士を計画的に養成する環境が整備され、今まで以上に高度な救急サービスの提供が可能となる。

(3) 予防要員の専門化・高度化

予防業務を岐阜市の運用方法に統一することで、4市1町を管轄する各消防署に予防専従員が配置されることとなり、専門性の高い業務に対応することで、住民サービスの向上を図る。

また、予防専従員を配置する所属が消防本部及び各消防署と複数箇所となることで、同一の所属に長期間配属されるなどの課題が解消されるとともに、各種研修等を通して専門性の高い職員を育成することにより定期人事異動による職員の入れ替えが可能となり、消防本部全体の専門性の向上や高度な予防行政の実施が期待される。

(4) 指揮隊の配置

広域化により管轄ごとに指揮隊を配置することで、現場活動上の安全管理の確保及び円滑・効果的な消防活動の遂行が可能となり、消防力の強化が図られる。

特に山県市、本巣市、北方町においては、24時間体制で指揮隊を運用することができ、これまで個別活動していた部隊及び地域の消防団等を統括し、災害現場において高度な情報収集・判断の下、組織的で厳格な指揮を行うことができる。

(5) 大規模災害への対応力強化

大規模災害の発生時における近隣市町及び各消防本部との連携はもとより、自衛隊・警察等との災害時における連絡調整窓口が広域化により一本化されることで、被害状況等の情報がいち早く共有化でき、被害の大きな地域への対応を迅速に行うことが可能となる。

3 財政負担の削減

(1) 重複投資の回避

消防活動を行う上で必要となる指令装置、無線設備、特殊車両等の各種資機材については、現状、消防本部ごとに整備及び保有をしていることから、各消防本部としては、重複投資となっている部分もある。広域化により、消防本部が統合されることで、こうした重複投資が回避されることになる。

(2) 職員数（人件費）の削減

本部機能の集約による合理化した人員は、原則、削減はしないものの、当該人員を現場に配置することで、災害対応能力の強化が図られる。

消防本部事務に係る人件費については、各市町が按分して負担することで、各市町における人件費は相対的に削減される。

第4章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1 基本的事項

(1) 広域化参画市町

岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町の4市1町により、消防の広域化を実現する。

(2) 広域化対象事務

- 1 消防団及び消防に必要な水利施設に係る事務を除く消防事務
- 2 火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する知事の権限に属する事務のうち岐阜県事務処理の特例に関する条例の規定により各市町が処理することとされたもの
- 3 ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により市長が行うこととされた事務

消防組織法第31条*の規定により、対象事務は消防団事務を除く消防事務を対象とする。なお、消防水利（施設）に係る事務について、各市町がそれぞれ消防水利の設置を行うこととし、今回の対象事務の範囲から除くこととする。

また、現在の瑞穂市との事務委託において、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に規定する知事の権限に属する事務のうち岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成12年岐阜県条例第4号)の規定により権限移譲を受けた事務及び、ガス事業法(昭和29年法律第51号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定により市長が行うこととされた事務についても対象としており、当該事務についても継続して対象事務とすることとする。

※＜参考＞ 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）

（市町村の消防の広域化）

第31条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

【消防水利事務を委託範囲から除く理由】

消防法第20条第2項により、消防水利の設置・維持・管理の責任について、水利施設を市町村に、水道を水道管理者に分けて定めている。岐阜市における消防水利関係事務においても、水道管理者が水道法に基づき公共水道に消火栓を設置し、防火水槽等その他の水利は消防本部が設置している。

消火栓の設置については、水道事業者の事務であり、今回の事務委託の対象事務として取り扱

わないこととする。

また、防火水槽等の水利施設の設置は、消防庁告示「消防水利の基準」等から、当該地域の消火栓の設置状況にも影響を受けるなど、深い関係がある。そのため、消火栓に係る事務を対象事務としないことに合わせ、防火水槽等の設置に関しても、同様に事務委託の対象に含まず、各市町が消防水利の設置、維持、管理に係る事務を行うこととして整理する。

なお、消防署所は、消防水利の主な使用者として、消防水利の巡回点検を行うものとし、異常時の通報体制を構築することで、円滑な維持・管理に努める。

各市町の消防水利設置には、消防本部及び署所と協議する機会を設け、場所選定などについて、効果的な消防水利の設置に努めるとともに、使用開始などの連絡体制などの詳細についても、今回の広域化を機に定めることとする。

（３）広域化の方式

岐阜市への事務委託方式とする。

現在、岐阜市と瑞穂市が行っている、事務委託方式を原則に消防の広域化を行うこととする。

なお、主な広域化の方式として、事務委託のほか、一部事務組合等の特別地方公共団体を設置する手法があるが（表４２）、①従前から瑞穂市の消防事務を事務受託（委託）していること、②行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図るという消防の広域化の目的に照らして、経費節減とスピード感のある意思決定を行うこと、③専門的な消防サービスを管轄区域内の実情に即して提供し、合理的な消防行政を確保するという観点から、事務委託方式を採用する。

受託自治体については、人口及び消防本部の規模に鑑み、岐阜市とする。

表４１ 現状の消防本部の構成

消防本部名	管轄区域
岐阜市消防本部	岐阜市、瑞穂市（岐阜市へ消防事務を委託）
山県市消防本部	山県市
本巣消防事務組合消防本部	本巣市、北方町

表 4-2 主な広域化方式の比較

方式	事務委託方式	一部事務組合方式
根拠法令	地方自治法第 252 条の 14	地方自治法第 286 条
設置手続	県知事へ届出	県知事へ申請（許可必要）
方式概要	・普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。 ・普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。 ・事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。	・普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ・一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。
経費負担	・委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。	・組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。
メリット デメリット	・1対1の受委託の関係により、各市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。 ・他の方式と比較して財政負担が少ない。 ・責任の所在が明確となる。 ・消防行政に関する各市町の関与が希薄。	・全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力水準が概ね均一。 ・一方で、各市町の実情に応じた対応が課題。 ・各市町が同じ立場で運営参画可能。 ・組合議会の設置等、組織を運営するにあたり一定の経費及び事務量が必要。

（４）広域化の実施時期

平成 30 年 4 月 1 日とする。

「市町村の消防の広域化の推進に関する基本指針（消防庁告示）」では、広域化の実現の期限を平成 30 年 4 月 1 日までとしており、この期限までに広域化を実施した場合、国及び県の財政支援措置等を見込むことができる。また、広域化がもたらす財政面及び消防サービスの向上効果を早期に住民に提供する観点からも、平成 30 年 4 月 1 日の実現を目指すこととする。

(5) 消防本部の位置及び名称

- 1 位置は、岐阜市美江寺町二丁目 9 番地（現在の岐阜市消防本部の位置）とする。
- 2 名称は、「岐阜市消防本部」とする。

岐阜市消防本部と委託市町それぞれの現庁舎の位置及び耐用年数に加え、移転・新築した場合の財政負担等を勘案し、位置は、現在の岐阜市消防本部の位置とする（表 4-3）。

名称については、広域化の方式を事務委託とすることも踏まえ、広域化に伴う名称変更は行わず、「岐阜市消防本部」とする。

表 4-3 岐阜市消防本部の概要

名称	岐阜市消防本部	
位置	岐阜市美江寺町二丁目 9 番地	
庁舎	構造	耐火造 6 階建て
	敷地面積	2,515.70 m ²
	建築面積	1,145.09 m ²
	延床面積	4,920.11 m ²
	建築年月日	H12.12.15

※岐阜中消防署及び消防指令センター併設



岐阜市消防本部

(6) 消防署所の位置及び名称

- 1 消防署所の位置は、広域化時の現状の位置とする。
- 2 岐阜市、瑞穂市に配置している消防署所の名称は、現在の名称とする。
新たに消防事務を委託（受託）する市町区域内に配置している署所の名称は下記のとおりとする。

	(自治体) (広域化前)		(広域化後)
山県市	消防本部・南消防署	⇒	山県消防署
	北消防署	⇒	山県消防署 美山分署
本巣市	北消防署	⇒	本巣消防署 本巣北分署
	北消防署 根尾分署	⇒	本巣消防署 根尾分署
	中消防署 西分署	⇒	本巣消防署 真正分署
北方町	消防本部・中消防署	⇒	本巣消防署

- 3 消防力の適正配置を考慮して、市町隣接地域の消防署所の配置については、広域化後も継続的に検討し、規模等を勘案した施設整備を行う。

消防組織法が改正された際に、消防の広域化の趣旨及び消防広域化による住民への影響を配慮した結果決議された、参議院附帯決議の内容を踏まえ、広域化時の署所の位置は、現状の位置とする。

なお、広域化に伴い発生することとなる消防力の重複などによる、消防本部管轄区域内の消防力の不均衡について、広域化後も継続して、消防力の適正配置を検討することで解消するよう努めるものとする。適正配置の検討にあたっては、将来人口予測や流動人口に加え、東海環状自動車道の西回り区間の開通に伴い予定されているインターチェンジの開設など、管轄区域内の将来の地勢を考慮するなど、将来的な安全・安心に繋がるものとし、関連する事業についても具体的に検討することとする。消防署所の再配置には、新たな財政負担を要することはもとより、住民の安心を損なうことが無いよう十分に配慮し、理解を得ながら慎重に検討を行う。

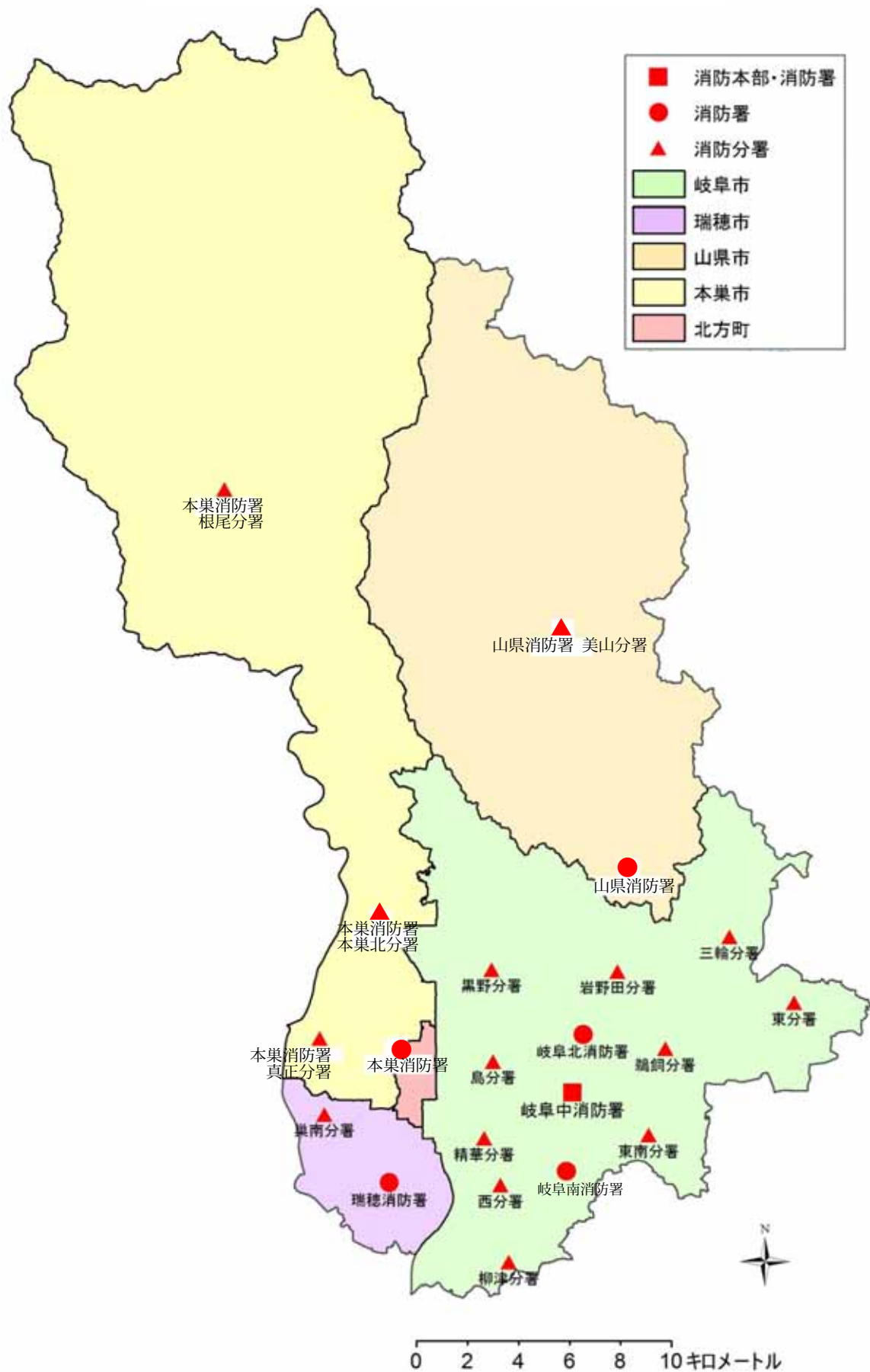
以上を踏まえ、消防広域化による国の財政措置の活用も視野に入れ、管轄区域全域の消防力の適正配置計画を策定するとともに、岐阜市消防本部庁舎建設計画を見直し、広域化後に岐阜市及び委託市町の消防署所の適正配置を進めることとする。

特に、表４４に記載する市町隣接地域を管轄する消防署所等の配置は、広域化後に重点的に検討し、規模等を勘案した施設整備を行うものとする。署所等の整備については、広域化後に策定する消防署所等の適正配置計画に基づき計画的に進めることとする。

表４４ 広域化後に重点的に整備する予定の消防署所

区域	消防署所等
岐阜市	岐阜北消防署 岐阜北消防署 黒野分署 岐阜北消防署 島分署 岐阜北消防署 岩野田分署 消防本部 整備工場
瑞穂市	瑞穂消防署 巣南分署
山県市	消防本部・南消防署（山県消防署） 北消防署（山県消防署美山分署）
本巣市	北消防署（本巣消防署本巣北分署） 北消防署 根尾分署（本巣消防署根尾分署） 中消防署 西分署（本巣消防署真正分署）
北方町	消防本部・中消防署（本巣消防署）

図 4-1 広域化後の 4 市 1 町の消防署所等の位置と名称



2 組織

(1) 消防本部及び署所の機構

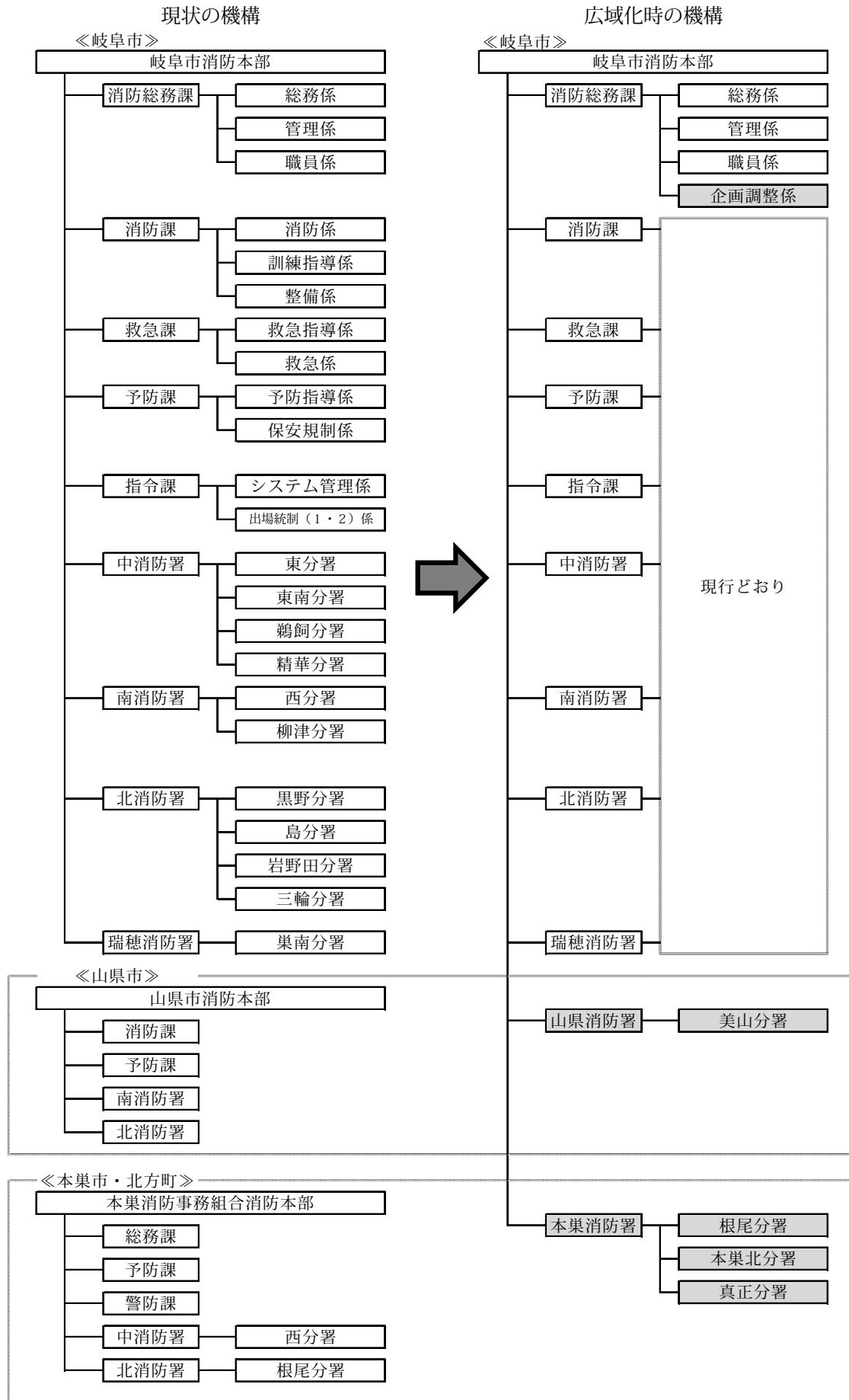
- 1 広域化に伴い、消防本部の機構を 1 本部 6 署 15 分署に変更する。
- 2 消防総務課に「企画調整係」を新設する。

各市町の災害対策本部や議会との連携及び大震災発生時において警防本部で部隊の一括運用統制ができない場合の署隊長の部隊運用のため、委託市町に消防署を配置する。

ただし、消防署所の配置計画により、消防署を配置しない委託市町については分署を配置することとし、当該市町内に限定する事務に対応するため分署長を置き、市町の災害対策本部等との連携についても対応するものとする。

消防本部は、防災部局及び消防団との連携等に係る広域化関係各市町との調整事務及び各市町の消防力整備等に係る意見調整を行う必要があることから、消防総務課に「企画調整係」を新設する。

図 4-2 広域化後の機構図



（２）消防本部及び署所の事務分掌

- 1 現在の岐阜市の事務分掌を基本とし、広域化に伴う新たな事務事項を追加する。
- 2 広域化時の組織・機構等を勘案し、事務分掌を見直す。

岐阜市（瑞穂市含む。）及び新たに委託（受託）する市町の消防に係る事務項目については、表現の差異はあるものの概ね同じ内容であることから、受託側である岐阜市の事務分掌を基本としても特段の支障は生じない。

なお、広域化による組織規模の拡大に伴い、委託市町及び関係機関との連絡調整等の業務の増加が見込まれることから、新たに消防総務課の事務分掌に「広域消防に係る連絡調整」を追加する（表４５）。

表４５ 広域化後の各課等の事務分掌

課等名称		主な事務分掌
本部	消防総務課	儀式及び行事、表彰、例規、文書、消防団事務、応援協定、職員、予算及び決算、財産及び庁舎管理、組織、消防力の整備計画、消防広報、消防統計、消防音楽隊、広域消防に係る連絡調整 他
	消防課	消防計画、災害の警戒及び防ぎよ、消防訓練の計画立案、消防水利、街頭消火器、安全運転管理、消防資機材の管理及び整備、救助対策、国際消防救助隊 他
	救急課	救急業務対策、医療機関との連絡調整、メディカルコントロールの推進、救急隊員の教育・研修、応急手当の普及啓発、患者等搬送事業に対する指導及び認定、救急資機材の管理、救急統計 他
	予防課	火災予防、立入検査の計画・指導、防火管理、火災統計、建築確認の同意、消防用設備等の設置指導、危険物規制、危険物災害の調査、火薬類、ガス事業者、高圧ガス、液化石油ガス 他
	指令課	災害通報の受信、出場指令、災害等の情報収集、通信施設の管理、火災警報、通信および気象の統計、気象情報、医療機関情報の案内、緊急通報システムの緊急受付 他
署	予防係	立入検査 他
	指揮調査（１・２）係	災害の警戒及び防ぎよ、指揮業務、火災調査 他
	警防（１・２）係	災害の警戒及び防ぎよ、警防対策、地水利調査 他
	救急（１・２）係	災害の警戒及び防ぎよ、応急手当の普及啓発 他
	救助（１・２）係	災害の警戒及び防ぎよ、資機材の管理 他
	消防団（１・２）係	消防団本部事務 他（岐阜市内に設置する署に限る。）
	庶務（１・２）係	消防署の庶務 他

(3) 署所の管轄区域

- 1 署の管轄区域は、現状を踏襲し、「岐阜市消防本部及び消防署設置条例」で規定する。
- 2 署所の担当区域は、現状を踏まえ必要に応じ見直しを図り、「岐阜市消防署の組織に関する規程」で規定する。

消防の広域化に際し、各署所がこれまで培ってきた、消防団や自主防災組織等の地域住民との緊密な連携体制を、広域化後も確実に継承していくことは、地域防災力強化の観点からも重要である。また、行政区域を越えて管轄区域を変更するなど、地域住民の混乱を招くことは、広域化直後には極力避けることが肝要である。このため、現状の管轄を踏襲することとする。

なお、広域化後、出場状況等を考慮し、住民の利用上の合理性や、費用対効果等の観点から、必要に応じ管轄区域の見直しについて委託市町と継続的に協議するものとする。

表 4-6 各消防署の管轄区域

名 称	位置	管轄区域
岐阜中消防署	岐阜市美江寺町二丁目 9 番地	岐阜、明郷、梅林、白山、日野、長森北、長森西、長森東、岩、芥見及び芥見東小学校区一円並びに徹明さくら、華陽、本荘、三里、長森南、市橋、鏡島及び厚見小学校区の一部の区域
岐阜南消防署	岐阜市茜部大野一丁目 12 番地	加納、加納西、茜部、鶉、且格及び柳津小学校区一円並びに徹明さくら、華陽、本荘、三里、長森南、市橋、鏡島及び厚見小学校区の一部の区域
岐阜北消防署	岐阜市鷺山 1769 番地 496	長良、長良西、長良東、島、早田、城西、鷺山、則武、常磐、木田、岩野田、岩野田北、黒野、方県、西郷、七郷、藍川、合渡、三輪南、三輪北及び網代小学校区一円
瑞穂消防署	瑞穂市別府 2451 番地 1	瑞穂市の全域
山県消防署	山県市高木 1291 番地 2	山県市の全域
本巣消防署	本巣郡北方町加茂一丁目 23 番地	本巣市、北方町の全域

表 4-7 各消防署所の担当区域

名 称	位置	担当区域
岐阜中消防署東分署	岐阜市芥見南山二丁目 4 番 26 号	芥見、芥見東及び岩小学校区一円
岐阜中消防署東南分署	岐阜市北一色四丁目 10 番 16 号	長森西及び長森北小学校区一円並びに梅林、白山、華陽、厚見及び長森南小学校区の一部の区域
岐阜中消防署鵜飼分署	岐阜市日野西二丁目 1 番 9 号	長森東及び日野小学校区一円並びに長良及び長良東小学校区の一部の区域
岐阜中消防署精華分署	岐阜市西荘四丁目 6 番 40 号	本荘、三里、鏡島及び市橋小学校区の一部の区域
岐阜南消防署西分署	岐阜市江添三丁目 8 番 18 号	市橋、三里、鏡島、本荘及び木之本小学校区の一部の区域
岐阜南消防署柳津分署	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 170 番 1 号	柳津、鵜及び日置江小学校区一円
岐阜北消防署黒野分署	岐阜市今川字神明 63 番地 1	網代、黒野、西郷及び方県小学校区一円
岐阜北消防署島分署	岐阜市旦島五丁目 11 番 11 号	島、合渡、木田、七郷及び城西小学校区一円
岐阜北消防署岩野田分署	岐阜市岩崎二丁目 12 番 9 号	岩野田、岩野田北及び常磐小学校区一円並びに長良及び長良東小学校区の一部の区域
岐阜北消防署三輪分署	岐阜市福富迎田 6 番地 1	三輪北、三輪南及び藍川小学校区一円
瑞穂消防署巣南分署	瑞穂市森 435 番地	瑞穂市の西、中及び南小学校区一円
山県消防署美山分署	山県市笹賀 70 番地 1	いわ桜、美山小学校区一円
本巣消防署根尾分署	本巣市根尾神所 395 番地 1	根尾小学校区一円並びに外山小学校区の一部の区域
本巣消防署本巣北分署	本巣市文殊 260 番地	本巣及び一色小学校区の一円並びに外山及び席田小学校区の一部の区域
本巣消防署真正分署	本巣市政田 313 番地	弾正小学校区一円及び真桑及び土貴野小学校区の一部の区域

（４）部隊及び資機材配置

- 1 原則、広域化時の署所の部隊配置を基本に配置するものとし、効率的な部隊運用について、広域化後も継続的に検討することとする。
- 2 部隊活動に不足する資機材等は、広域化にあわせ配置する。

消防署所の部隊配置数については、これまで各市町の責任において、地勢や歴史的背景から地域の実情に見合った整備が進められてきた。また、広域化時の部隊配置数の変更は、現場の混乱及び住民に不安感を抱かせる可能性があるなど課題も多いことから、広域化時は、現状の部隊配置数を基本に調整する。将来については、財政負担の軽減及び署所の配置人数等を考慮し、効果的な部隊運用を図るため、広域化後の状況を検証のうえ、必要に応じ見直しを図るものとする。

表 4-8 部隊配置の現状と広域化時

《現状の部隊配置（非常用除く）》

本部	署所	指揮隊	消防ポンプ隊	救助隊	化学消防隊	はしご隊	水槽隊	救急隊
岐阜市 消防本部	中消防署	1	2	1（高度）	（1）	1		1
	東分署		2			1		1
	東南分署		2				1	1
	鵜飼分署		2					1
	精華分署		2					1
	南消防署	1	2	1		1		1
	西分署		2				1	1
	柳津分署		2					1
	北消防署	1	2	1（特別）		1		1
	黒野分署		2				1	1
	島分署		2					1
	岩野田分署		2					1
	三輪分署		2					1
	瑞穂消防署	1	2	1	（1）	1	1	1
	巣南分署		2					1
山県市 消防本部	南消防署	1	2	1	（1）		1	1
	北消防署		2					1
本巣消防 事務組合	中消防署	1	2	1		1		1
	西分署		1					1
	北消防署	1	2		（1）		1	1
	根尾分署		1					1
合計		7	40	6	（4）	6	6	21



《広域化時の部隊配置（非常用除く）》

本部	署所	指揮隊	消防ポンプ隊	救助隊	化学消防隊	はしご隊	水槽隊	救急隊
岐阜市 消防本部	中消防署	1	2	1（高度）	（1）	1		1
	東分署		2			1		1
	東南分署		2				1	1
	鵜飼分署		2					1
	精華分署		2					1
	南消防署	1	2	1		1		1
	西分署		2				1	1
	柳津分署		2					1
	北消防署	1	2	1（特別）		1		1
	黒野分署		2				1	1
	島分署		2					1
	岩野田分署		2					1
	三輪分署		2					1
	瑞穂消防署	1	2	1	（1）	1	1	1
	巣南分署		2					1
	山県消防署	1	2	1	（1）		1	1
	美山分署		1					1
	本巣消防署	1	2	1		1		1
	根尾分署		1					1
	本巣北分署		2		（1）		1	1
	真正分署		1					1
合計		6	39	6	（4）	6	6	21

（５）車両仕様の統一

原則、岐阜市消防本部の仕様に統一することとし、大規模な仕様変更を必要とする場合は、車両更新時に改めるものとする。

広域化時の消防車両は、岐阜市消防本部と山県市消防本部及び本巣消防事務組合消防本部で導入した車両が混在し、仕様や車両デザイン等が異なっている。車両表示については、消防本部名が「岐阜市消防本部」となることから、広域化時に岐阜市の表示方法に統一することとする。また、仕様については、職員の異動直後における設備取扱いの容易性や、非常招集時の所属外職員による設備使用などの観点から、車両、資機材等の基本的な取扱い方法等を統一することを目的に、車両更新に併せ、岐阜市の仕様に統一することとする。

なお、岐阜市消防本部としての車両表示の統一性を図るため、現在、それぞれ定めている本部名、所属名、対空表示等の表示方法を、「消防用自動車の表示に関する要綱」の制定により取りまとめ、更新車両から順次、表示位置やデザイン等の統一性を図ることを検討する。

（６）部隊運用

- 1 岐阜市消防本部の部隊運用方法に統一する。
- 2 広域化に際し、署所の配置や部隊の配置状況などを勘案の上、必要に応じ岐阜市消防本部の部隊運用方法を見直す。
- 3 部隊運用に必要な車両、資機材等の配置のため、必要に応じ異動及び廃棄する。

部隊運用は、岐阜市の運用方法に統一する。

なお、広域化における署所及び職員の配置状況、各市町の消防団体制等を勘案し、必要に応じ岐阜市の運用方法を見直す。

（７）定員配置

- 1 広域化時の消防職員数は、638 人とし、消防力の整備指針における充足率及び実際の部隊運用の向上の必要性に応じ、必要人員数を、広域化後も継続的に検討する。
- 2 新たに消防事務を委託（受託）する市町の消防本部（通信指令業務含む。）の職員数を合理化し、効果を当該市町の消防体制（現場活動要員）に充てる。
- 3 署所の定員配置は、岐阜市消防本部が関係市町の意見を聞き、可能な範囲で定める。

各消防本部の職員数は、国が示す「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日 消防庁告示第 1 号）の数に不足するものの、各市町における災害事象や人口の変遷、都市機能の変化等に併せ各市町の財政状況等から、現状の定数が決められたものである。現下の厳しい財政状況及び広域化の目的に鑑みれば、必要な職員数を確保することも困難であり、さらなる増員は大変難しい環境となっている。しかしながら、広域化の大きな目的の一つである「消防体制の充実・強化」を達成するためには、署所に配置する職員数の見直しを図ることは必要となる。

こうしたことから、広域化時の消防職員数は、消防本部の有する管理、総務部門のほか、通

信指令部門等の合理化により削減を図る一方で、「消防体制の充実・強化」を実現するため、削減した人員により災害現場における活動要員の増員を図るなど、メリハリのある職員配置を行い消防力の向上を実現する。

また、消防本部の管轄区域が広域となるため、特に署所間の距離が離れている分署小隊の災害対応能力を向上させるとともに、C P A 事案救急（救急車 4 人乗車）や P A 連携（Pomper and Ambulance）及び救急隊出場時の消防隊の不在に対応するため、署所における最低確保人員を考慮のうえ、定員配置及び署所の配置人員の見直しを継続的に行うこととする。

表 4-9 職員配置の現状と広域化時

《現状の本部職員配置数》

本部	課	勤務		計
		毎日	隔日	
岐阜市消防本部	消防本部	3		62
	消防総務課	14		
	消防課	9		
	救急課	6		
	予防課	9		
	指令課	3	18	
山県市消防本部	消防本部	1		15
	消防課	5	1	
	予防課	3	3	
	(出向等)	1	1	
本巣消防事務組合	消防本部	1		16
	総務課	3		
	予防課	3		
	警防課	3		
	(出向等)	6		



《広域化時の本部配置職員数》

本部	課	勤務		計
		毎日	隔日	
岐阜市消防本部	消防本部	3		62
	消防総務課	14		
	消防課	9		
	救急課	6		
	予防課	9		
	指令課	3	18	

《現状の署配置職員数》

本部	課	勤務		計
		毎日	隔日	
岐阜市消防本部	中消防署	9	56	443
	東分署		22	
	東南分署		22	
	鵜飼分署		16	
	精華分署		16	
	南消防署	7	52	
	西分署		22	
	柳津分署		16	
	北消防署	7	58	
	黒野分署		22	
	島分署		16	
	岩野田分署		16	
	三輪分署		16	
	瑞穂消防署	4	50	
	巣南分署		16	
山県市消防本部	南消防署	1	23	37
	北消防署	1	12	
本巣消防事務組合	中消防署	1	33	71
	西分署		9	
	北消防署	1	18	
	根尾分署		9	



《広域化時の署配置職員数》

本部	課	勤務		計
		毎日	隔日	
岐阜市消防本部	中消防署	9	58	576
	東分署		18	
	東南分署		18	
	鵜飼分署		18	
	精華分署		18	
	南消防署	7	54	
	西分署		18	
	柳津分署		18	
	北消防署	7	58	
	黒野分署		18	
	島分署		18	
	岩野田分署		18	
	三輪分署		18	
	瑞穂消防署	4	48	
	巣南分署		18	
	山県消防署	3	34	
	美山分署		10	
	本巣消防署	4	43	
	根尾分署		10	
	本巣北分署	1	18	
	真正分署		10	

(8) 署所の確保人員

あらゆる災害への対応を考慮し、署所の確保人員を検討するとともに、限られた人員を最も効率的に運用するため、署所の確保人員を定める。

署の配置人数、管轄の分署設置数及び分署小隊の原則 7 人確保を考慮し、署所毎の確保人員（当務員）を明確にして、消防力の確保に努める。

分署の確保人員については、はしご車等の特殊車両を配置している分署、後着小隊の到着が遅い地域を管轄している分署及び P A（Pomper and Ambulance）連携時において出場不能時間が長時間となる分署については必ず 7 人確保とし、それ以外の分署については原則 7 人確保とするが、地域実情及び配置可能人員等を考慮し、確保人員を決定する（表 4 10）。

表 4 10 広域化時の署所確保人員

本部	課	確保人員
岐阜市消防本部	中消防署	14人以上
	東分署	7人
	東南分署	7人
	鵜飼分署	7人
	精華分署	7人
	南消防署	14人以上
	西分署	7人
	柳津分署	7人
	北消防署	14人以上
	黒野分署	7人
	島分署	7人
	岩野田分署	7人
	三輪分署	7人
	瑞穂消防署	14人以上
	巣南分署	7人
	山県消防署	10人以上
	美山分署	4人
	本巣消防署	10人以上
	根尾分署	4人
	本巣北分署	7人
	真正分署	4人

3 人事

(1) 職員の任用

- 1 広域化後の事務執行に要する人員については、消防事務を委託する市町から岐阜市に職員を派遣し、岐阜市において消防吏員に任命する。
- 2 職員派遣に際し岐阜市は、消防事務を委託（受託）するそれぞれの市町と職員派遣協定を締結し、派遣職員の処遇の詳細を定める。
- 3 岐阜市に派遣される職員の岐阜市における職務の級は、岐阜市の基準により他の職員との均衡を考慮のうえ決定する。
- 4 長期研修の派遣状況等を勘案し、定数充足率を高めるために有効な職員採用方法の導入について、4市1町が同調する形で前向きに検討する。

必要な知識を有し訓練された消防吏員を、岐阜市で短期間に一定の人数以上確保することは困難である。このことを踏まえ、事務委託方式により岐阜市に委託する際に、委託市町における消防力を低下させないためには、当該地域における豊富な消防業務経験等（地域の特性に応じた消防知識、技術、資格等）を備えた消防職員が消防業務に当たることが望ましいことから、委託市町の消防職員を岐阜市に派遣し、岐阜市消防吏員の身分を併せ持つものとする。

また、派遣職員の給与は、岐阜市の関係規定を適用するとともに、研修、福利厚生等について、各派遣市町が岐阜市に経費負担することで、派遣職員に対しても可能な範囲で岐阜市が行うものとし、職員間の均衡確保に留意するものとする。

さらに、消防本部では、岐阜県消防学校における初任教育や救急救命士養成所研修等の、消防職員固有の長期間派遣研修に職員を派遣する必要がある、当該研修期間において定数に対し実働可能人員が大きく減少する状況となっていることから、消防学校での初任教育期間及び救急科入校期間を含めた採用後1年間を定数の外に置くとともに、前倒し採用（翌年度に定年退職する職員を前倒して採用すること。）を行うことで、毎年度4月1日時点の署所配置職員数（定員数）を確保することを構成市町で検討する。

表 4-11 現状の採用方式の比較

項目	詳細	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣消防（事）
	採用方法	選考	選考	選考	選考
受験資格	年齢	上限年齢 27 歳	上限年齢 27 歳	上限年齢の定めはなく、採用年度ごとに決定	上限年齢 22 歳
	身長	男性：概ね 160cm 以上 女性：概ね 155cm 以上	男性：概ね 160cm 以上 女性：概ね 155cm 以上	—	—
	体重	男性：概ね 50kg 以上 女性：概ね 45kg 以上	男性：概ね 50kg 以上 女性：概ね 45kg 以上	—	—
	視力等	両眼とも矯正視力 1.0 以上	両眼とも矯正視力 1.0 以上	両眼とも矯正視力 0.7 以上 赤、青及び黄色の色彩の種別が可能な人	—
	聴力	左右正常であること	左右正常であること	—	—
	通勤条件	岐阜市若しくは岐阜市の境界から 10km 以内に居住することができる者	瑞穂市若しくは瑞穂市の境界から 10km 以内に居住することができる者	山県市若しくは近隣市町に在住又は採用後在住できる人	管内（本巣市、北方町）及び隣接市町に居住できる者
	その他	消防吏員とし強健であり、必要な体力を有すること。	消防吏員とし強健であり、必要な体力を有すること。	普通自動車運転免許（AT 限定免許は不可）所持人又は平成○年○月○年までに当該免許を取得見込みの者	普通自動車免許「A T 限定免許を除く。」（平成○年 9 月 3 0 日までに取得の者を含む。）を取得していること。 体質が健全で諸機能が正常であること。
試験内容	第 1 次試験	教養科目・消防適性検査	教養科目・消防適性検査	教養科目・消防適性検査	教養科目・消防適性検査 クレベリン検査
	第 2 次試験	口述試験・集団討論試験 体力検査	体力検査・面接試験	論文試験、口述試験 体力検査	論文検査・面接検査 体力検査
	第 3 次試験	—	面接試験	—	—

表 4-12 現状の人事考課の比較

項目	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣市	北方町	本巣消防（事）
名称	岐阜市消防職員人事考課要綱	瑞穂市職員人事評価規程	山県市職員人事評価実施規程	本巣市職員人事評価実施規程	北方町職員人事評価実施規程	本巣消防事務組合人事評価実施規程
評価回数	定期：能力考課 年 1 回 業績考課 年 2 回	定期：能力評価 年 2 回 業績評価 年 1 回 臨時：必要に応じて	定期：能力評価 年 1 回 業績評価 年 2 回	定期：能力評定 年 1 回 業績評定 年 2 回	定期：能力評価 年 2 回 業績評価 年 2 回	定期：業務評価 年 2 回 能力評価 年 1 回 臨時：消防長が必要と認めた場合
考課区分	業績考課、能力考課	能力、業績	能力評価、業績評価	能力評価、業績評価	能力評価、業務評価	業務評価、能力評価
評価段階	5 段階	9 段階	5 段階	5 段階	5 段階	6 段階

表 4-13 職務の級の調整

岐阜市				
職務の	割合		人数	職名
級区分	級別	管理職等		
9級	0.4%	○	2	参与
8級	1.1%	○	5	参事
7級	6.3%	○	28	副参事
6級	2.9%	○	13	主幹
5級	5.6%	—	25	副主幹
4級	19.5%	—	87	主査
3級	22.0%	—	98	副主査 主任
2級	25.6%	—	114	主任主事
1級	16.6%	—	74	主事
計			446	

※市役所・山県市人事交流受入職員及び再任用職員除く。

※外部派遣職員は含む。

瑞穂市				
職務の	割合		人数	職名
級区分	級別	管理職等		
9級				
8級				
7級		○		会計管理者、部長 調整監 総括課長
6級		○		課長 主幹
5級	2.9%	—	2	総括課長 補佐
4級	1.4%	—	1	課長補佐
3級	31.4%	—	22	主査
2級	31.4%	—	22	主任
1級	32.9%	—	23	主事
計			70	

山県市				
職務の	割合		人数	職名
級区分	級別	管理職等		
9級				
8級				
7級	1.9%	○	1	消防長
6級	9.6%	○	5	課長 署長 主幹
5級	21.2%	-	11	課長補佐 署長補佐
4級	9.6%	-	5	係長
3級	28.8%	-	15	主査
2級	13.5%	-	7	主任
1級	15.4%	-	8	主事
計			52	

本巣消防（事）				
職務の	割合		人数	職名
級区分	級別	管理職等		
9級				
8級				
7級	1.2%	○	1	消防長
6級	6.9%	○	6	課長 署長 総括副署長
5級	4.6%	○	4	副署長 主幹
4級	11.5%		10	課長補佐 署長補佐
3級	33.3%		29	係長 主査
2級	17.2%		15	主任
1級	25.3%		22	主事
計			87	

表 4-14 標準的な昇格年数

学歴	職務の級	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣消防 (事)
大学卒	5級	16年目	13年目	11年目	13年目
	4級	13年目	11年目	9年目	11年目
	3級	7年目	7年目	7年目	7年目
	2級	3年目	3年目	3年目	3年目
	1級				
短大卒	5級	18年目	16年目	14年目	16年目
	4級	15年目	14年目	12年目	14年目
	3級	9年目	10年目	10年目	10年目
	2級	5年目	6年目	6年目	6年目
	1級				
高校卒	5級	20年目	18年目	16年目	18年目
	4級	17年目	16年目	14年目	16年目
	3級	11年目	12年目	12年目	12年目
	2級	6年目	8年目	8年目	8年目
	1級				

※昇任試験等を対象初年で受験し、合格した場合のモデルケース

(2) 勤務体制

隔日勤務の体制は、岐阜市が採用している 2 部制とする。

消防の勤務体制は、「毎日勤務」と「隔日勤務」に区別される。

隔日勤務の形態は、主に「2 部制」と「3 部制」に分かれるが、岐阜市消防本部では「2 部制」を採用している。「3 部制」は、部隊の構成員が固定されるため職員間の連携確保、技量把握が容易となる等のメリットはあるものの、「2 部制」と比較して運用に必要となる人員が多数必要となり、岐阜市と瑞穂市の体制を広域化時に「3 部制」とすることは現実的ではないことから、広域化時の隔日勤務体制は「2 部制」とする。

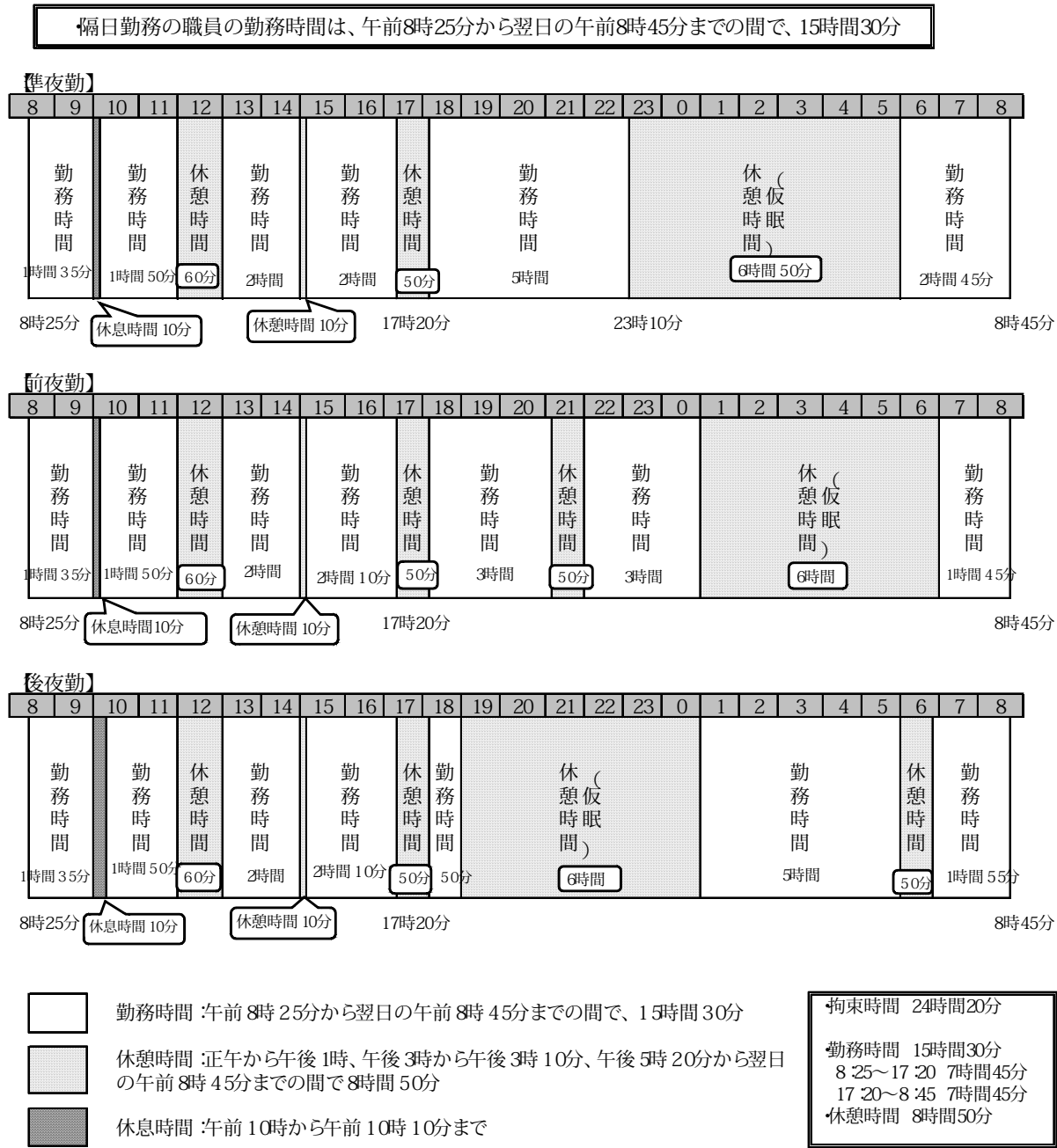
表 4-15 広域化後の所属別勤務体制

所属		毎日勤務	隔日勤務
消防本部	消防長、次長、監察審議監、救急対策審議監	○	
	消防総務課	○	
	消防課	○	
	救急課	○	
	予防課	○	
	指令課	○	○
消防署	署長、副署長	○	
	管理監	○	○
	予防係	○	
	指揮調査 (1・2) 係		○
	警防 (1・2) 係		○
	救急 (1・2) 係		○
	救助 (1・2) 係		○
	消防団 (1・2) 係		○
	庶務 (1・2) 係		○

表 4 16 「2 部制」と「3 部制」の比較

勤務体制	メリット	デメリット
2 部制	・ 少ない職員数で部隊編成が可能	・ 部隊構成員が日毎に入れ替わるため、職員間の連携に留意が必要
3 部制	・ 部隊の構成員が固定され、職員間の連携確保、技能把握が容易なほか、円滑な訓練実施が可能 ・ 日勤日に研修、各種調査、予防業務を実施でき時間外勤務の縮減が可能	・ 部隊編成に多くの職員を要する

図 4 3 広域化後の勤務体系



(3) 管理監督者の配置

- 1 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、業務量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。
- 2 広域化直後の消防署における管理監督者は、地域実情の精通等を考慮のうえ配置する。

管理監督者の配置について、職員の意欲、適性、能力などを人事評価結果や自己申告等を基に把握するとともに、消防組織の特性や職員構成等も念頭に選任する必要があることは、広域化後においても変わりはない。広域化時の管理監督者の配置について特に留意すべきこととしては、広域化直後の消防行政の円滑化を図るため、これまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な関係を継承できるよう、地域の実情を熟知した職員を以って充てることが肝要と考えられる。

こうしたことを踏まえて、広域化時の管理監督者のうち、委託市町の署所については、原則、広域化前に委託市町の消防職員であった者を充てることとするが、消防業務を円滑に進めるため、必要に応じ従前からの岐阜市消防本部職員を最低限充ててものとする。

表4-17 現状の管理監督者等の数

市	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
岐阜市	参与 2	参事 5	副参事 28	主幹 13	係長等 25 87 98		
瑞穂市			総括課長	課長 主幹	総括課長 補佐 2	課長補佐 1	主査 22
山県市			消防長	課長 署長 主幹	課長補佐 署長補佐 11	係長 5	主査 15
本巣消防 (事)			消防長	課長 署長 総括副署長	副署長 主幹 4	課長補佐 署長補佐 10	係長 主査 29

(4) 階級設定

- 1 岐阜市の職名に応じ階級を設定する。
- 2 広域化時の瑞穂市職員の階級は、派遣時の階級を踏襲する。
- 3 新たに消防事務を委託(受託)する市町からの派遣職員の階級は、岐阜市の基準に基づき、他の職員との均衡を考慮のうえ決定する。

広域化の方式が岐阜市への事務委託であることから、「岐阜市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則」に基づき、設定する。

委託市町から派遣する職員の広域化時の階級については、同じ学歴、同じ経験年数等を持つ岐阜市消防職員と同じ階級に設定するなどの合理性を担保したうえ、岐阜市の基準に基づき従前からの岐阜市消防本部職員との均衡を考慮して決定することとする。

表 4-18 職名毎に充てられる階級

階級	職位上の職名	組織上の職名	特別の職名
消防正監	参与及び参事	消防長	
消防監	参与、参事及び副参事	次長、課長及び署長	監察審議監及び救急対策審議監
消防司令長	参事、副参事、主幹及び副主幹	課長、署長、副署長、分署長及び係長	出場統制監、管理監及び主幹
消防司令	主幹、副主幹、主査及び副主査	副署長、分署長、副分署長及び係長	主幹
消防司令補	副主幹、主査、副主査、主任及び主任主事	係長	
消防士長	主査、副主査、主任及び主任主事		
消防副士長	主査、副主査、主任及び主任主事		
消防士	主任主事及び主事		

表 4-19 階級別職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

階級	岐阜市消防本部 (瑞穂市職員含む)		山県市消防本部		本巣消防(事)		階級(計)	
	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合
消防正監	1	0.2%					1	0.2%
消防監	12	2.3%					12	1.8%
消防司令長	25	4.8%	1	1.9%	1	1.2%	27	4.1%
消防司令	48	9.3%	7	13.5%	13	14.9%	68	10.3%
消防司令補	81	15.6%	29	55.7%	25	28.7%	135	20.5%
消防士長	158	30.4%	7	13.5%	24	27.6%	189	28.8%
消防副士長	13	2.5%	0	0.0%	1	1.2%	14	2.1%
消防士	181	34.9%	8	15.4%	23	26.4%	212	32.2%
合計	519		52		87		658	

※派遣職員・休職等含む。

（５）人事異動

広域化時の異動は必要最小限とし、２年目以降は業務への影響を考慮のうえ異動の範囲を拡大する。

広域化直後から消防業務を円滑に図るには、これまで培ってきた消防団や自主防災組織等の地域住民との緊密な関係を広域化後も継承する必要があることから、広域化時の人事異動は必要最小限とする。しかし、広域化２年目以降は、職員の融和、組織の活性化を図る必要があるため、人事異動の範囲を拡大することとし、職員の意欲、適性、能力などを考慮し、人事評価結果や自己申告を活用した適材適所の配置に努める。

なお、消防事務を委託する市町から岐阜市に派遣している職員は、岐阜市消防吏員としての身分をあわせ有することとなるため、岐阜市消防吏員として消防本部又は岐阜市消防本部管轄内の署所に配属することとなる。

（６）給料

- １ 派遣職員の給料は、派遣元となる市町が岐阜市の給料月額の基準を適用することを原則とする。
- ２ 給料月額基準の適用に当たり、職員の昇給・昇格は各市町の基準に基づき各市町が行うが、職員全体の均衡を考慮する必要があるため、その都度岐阜市と協議する。
- ３ 新たな給料月額が、広域化前に受けていた給料月額に達しない者については、激変緩和措置として、一定期間その差額を保障（現給保障）する。

職員の給料月額（職務の級の号給）は、岐阜市の基準に統一するものとし、委託市町からの派遣職員の給料月額（職務の級の号給）は、同じ学歴、同じ経験年数等を持つ岐阜市職員の給料月額（職務の級の号給）と同等とすることが合理的であるため、岐阜市の基準に基づき、岐阜市職員との均衡を考慮して決定する。

給料は給与の大部分を占め生活給的な要素が大きく、生活設計上、多大な影響を及ぼすことにもなるため、前述の原則に基づき決定した給料月額が、広域化前に受けていた給料月額に達しない者については、激変緩和措置として一定期間その差額を保障（現給保障）する。

なお、派遣職員については、岐阜市が受託事務遂行のため必要な人員を各市町に派遣依頼する地方自治法規定の派遣であり、職員派遣協定に基づき給料等は、各市町が派遣職員に対し支払うものとし、岐阜市はその相当額を各市町に対し負担金として支払うものとする。

表４２０ 初任給比較（平成２８年度採用者）

学歴	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣消防（事）
大学卒	184,800円	184,800円	178,200円	184,800円
短大卒	167,600円	164,700円	158,800円	164,700円
高校卒	155,800円	150,500円	146,100円	150,500円

(7) 諸手当（退職手当除く）

- 1 諸手当は、岐阜市の基準により支給する。
- 2 支給基準変更による諸手当の現給保障は行わない。

諸手当は、岐阜市の基準に統一するものとし、旅費は岐阜市が支給し、その他の手当は派遣市町が岐阜市の基準を適用し支給する。支給の詳細については職員派遣協定に定めるものとし、委託市町内に勤務する岐阜市職員を含むすべての職員に支給する諸手当相当額は、委託市町が岐阜市に委託料として支払い、岐阜市は派遣職員に係る諸手当相当額を各市町に対し負担金として支払うものとする。

なお、給料に対し諸手当は、生活給的な要素や生活設計に与える影響が相対的に低いことから、激変緩和措置としての現給保障は行わないものとする。

表 4-21 諸手当の現状

手当名	岐阜市 対象・分類	岐阜市	瑞穂市	山根市	本巣市	北方町	本巣消防（事）	
扶養手当	配偶者	13,000円	13,200円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	
	扶養1人目 配偶者なし	6,500円	6,500円	6,500円	11,000円	6,500円	6,500円	
	扶養2人目	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	
	扶養3人目	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	
	加算(満15歳から22歳まで)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
地域手当	平成28年4月1日現在)	6/100	2/100	-	-	-	-	
住居手当	持家	-	-	-	-	-	-	
	賃貸 月額23,000円以下)	家賃の月額から12,000円控除した額	家賃の月額から12,000円控除した額	家賃の月額から12,000円控除した額	家賃の月額から12,000円控除した額	家賃の月額から12,000円控除した額	家賃の月額から12,000円控除した額	
	賃貸	家賃の月額から23,000円を控除した額の2/1を11,000円に加算した額	家賃の月額から23,000円を控除した額の2/1を11,000円に加算した額	家賃の月額から23,000円を控除した額の2/1を11,000円に加算した額	家賃の月額から23,000円を控除した額の2/1を11,000円に加算した額（上限27,000円）	家賃の月額から23,000円を控除した額の2/1を11,000円に加算した額	家賃の月額から23,000円を控除した額の1/2を11,000円に加算した額	
通勤手当	交通機関 最高額)	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	
	～4km	2,900円	～5km	2,000円	2～5km	2,000円	2～5km	2,000円
	4～6km	4,300円	5～10km	4,200円	5～10km	4,200円	5～10km	4,200円
	6～8km	5,600円	10～15km	7,100円	10～15km	7,100円	10～15km	7,100円
	8～10km	6,900円	15～20km	10,000円	15～20km	10,000円	15～20km	10,000円
	10～12km	8,100円	20～25km	12,900円	20～25km	12,900円	20～25km	12,900円
	12～14km	9,300円	25～30km	15,800円	25～30km	15,800円	25～30km	15,800円
	14～16km	10,500円	30～35km	18,700円	30～35km	18,700円	30～35km	18,700円
	16～18km	11,700円	35～40km	21,600円	35～40km	21,600円	35～40km	21,600円
	18～20km	12,800円	40～45km	24,400円	40～45km	24,400円	40～45km	24,400円
	20～22km	13,900円	45～50km	26,200円	45～50km	26,200円	45～50km	26,200円
	22～24km	15,000円	50～55km	28,000円	50～55km	28,000円	50～55km	28,000円
	24～26km	16,100円	55～60km	29,800円	55～60km	29,800円	55～60km	29,800円
	26～28km	17,200円	60km～	31,600円	60km～	31,600円	60km～	31,600円
	28～30km	18,300円						
	30～32km	19,400円						
	32～34km	20,500円						
	34～36km	21,600円						
	36～38km	22,700円						
	38～40km	23,800円						
	40～42km	24,900円						
	42～44km	25,900円						
	44～46km	26,900円						
	46～48km	27,900円						
	48～50km	28,900円						
	50～52km	29,900円						
	52～54km	30,900円						
	54～56km	31,900円						
	56～58km	32,900円						
	58～60km	33,900円						
	60km～	34,900円						
	自動車等を保管するために要する経費	月額(2,000円以上のものに限り、)から2,000円を控除した額(その額が10,000円を超えるときは、10,000円)	月額(1,000円以上のものに限り、)から1,000円を控除した額(その額が10,000円を超えるときは、10,000円)					

表 4-22 諸手当の現状（つづき）

手当名	岐阜市 対象・分類	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣市	北方町	本巣消防（事）
特殊勤務手当	救急出場手当（救命士）	450円		処置あり（700円）、処置なし（500円）			処置あり（700円）、処置なし（450円）
	救急出場手当（その他）	240円		500円			300円
	火災出場手当（機関員）	420円		500円			400円
	火災出場手当（その他）	320円		500円			300円
	救助出場手当	310円		500円			300円
	夜間業務手当（6h～）	1,100円					
	夜間業務手当（0～5h）	730円					
	夜間業務手当（6～2h）	410円					
超過勤務手当（時間当たり単価）	※ A	※ D	※ E	125/100～160/100の	※ H	※ K	
休日給（時間当たり単価）	※ B	—	※ F	135/100～160/100の	※ I	—	
夜勤手当（時間当たり単価）	※ C	—	※ G	25/100	※ J	※ L	
管理職手当	9級 消防長	125,000円	7級 一種 59,600円	7級 一種 41,600円	7級 66,400円	7級 1種 66,400円	7級 消防長
	8級 次長 審議監	94,000円	7級 二種 46,800円	—	7級次長 54,000円	6級 2種 54,000円	6級 課長 署長
	8級 課長 署長	84,600円	6級 二種 44,400円	6級 二種 41,600円	6級参事 41,600円	6級 3種 41,600円	6級 総括副署長
	7級 課長 署長	79,700円	6級 三種 24,200円	—	6級課長 39,700円	5級 2種 39,700円	5級 副署長 主幹
	7級 管理監等	57,500円	—	—	5級主幹、團長	5級 3種 27,800円	—
	6級 主幹	41,600円	—	6級 三種 20,800円	—	—	—
	6月期	122.5/100	122.5/100	122.5/100	122.5/100	122.5/100	122.5/100
期末手当	12月期	137.5/100	137.5/100	137.5/100	137.5/100	137.5/100	137.5/100
	役職加算（9級及び8級）	20%	7級及び6級）15%	—	7級 20% 次長18%	—	—
	役職加算（7級及び6級）	15%	6級）10%	（6.7級）課長15% 主幹13%	6級・5級主幹 15%	（5・6・7級）15%	（5・6・7級）15%
	役職加算（6級及び4級）	10%	4級）5%	（4級）5%（5級）10%	5級・4級課長補佐 10%	（4級）10%	（4級）10%
	役職加算（8級）	5%	—	—	4級・3級 5%	（3級）5%	（3級）5%
勤勉手当	6月	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100
	成績率	150/100以内	160/100以内	150/100以内	160/100以内	160/100以内	150/100以内
	6月（管理職）	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	—
	成績率	190/100以内	200/100以内	190/100以内	200/100以内	200/100以内	—
	12月	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100	80/100
	成績率	170/100以内	160/100以内	150/100以内	160/100以内	160/100以内	150/100以内
	12月（管理職）	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	—
	成績率	210/100以内	200/100以内	190/100以内	200/100以内	200/100以内	—

【岐阜市】

- ※ A 1時間当たりの給与額（基本給＋基本給地域手当）×12月÷（38時間45分×52週）×Y×時間数（Yは、対象勤務時間により、1.25、1.35、1.50、1.60を代入）
- ※ B 1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額
- ※ C 1時間当たりの給与額×0.25×時間数（午後10時～翌午前5:00までの内の勤務時間）

【瑞穂市】

- ※ D 1時間当たりの給与額（基本給＋基本給地域手当）×12月÷（38時間45分×52週）×Y×時間数（Yは、対象勤務時間により、1.25、1.35、1.50、1.60を代入）

【山県市】

- ※ E 1時間当たりの給与額（基本給×12月）÷（38時間45分×52週）×Y×時間数（Yは、対象勤務時間により、1.25、1.35、1.50、1.60を代入）
- ※ F 1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額
- ※ G 1時間当たりの給与額×0.25×時間数（午後10時～翌午前5:00までの内の勤務時間）

【北方町】

- ※ H 1時間当たりの給与額（基本給×12月）÷（38時間45分×52週）×Y×時間数（Yは、対象勤務時間により、1.25、1.35、1.50、1.60を代入）
- ※ I 1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額
- ※ J 1時間当たりの給与額×0.25×時間数（午後10時～翌午前5:00までの内の勤務時間）

【本巣消防】

- ※ K 給料月額（基本給）×12月÷（38時間45分×52週）×Y×時間数（Yは、対象勤務時間により、1.25、1.35、1.50、1.60を代入）
- ※ L 1時間当たりの給与額×0.25×時間数（午後10時～翌午前5:00までの内の勤務時間）

(8) 退職手当

- 1 退職手当は、職員が所属する市町の基準により、各市町がそれぞれ支給する。
- 2 派遣職員が退職の際は、その日をもって派遣を解除するものとし、派遣元の職員として退職する。

表 4-23 退職手当の現状比較

項目			岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣市	北方町	本巣消防 (事)
方式			市	岐阜県市町村職員退職手当組合				
支給規定			職員の退職手当に関する条例	岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例				
支給率	自己都合	勤続20年	20. 445月分	20. 445月分				
		勤続25年	29. 145月分	29. 145月分				
		勤続35年	41. 325月分	41. 325月分				
		最高限度	49. 59月分	49. 59月分				
	整理 勸奨 定年	勤続20年	25. 55625月分（定年） 27. 405月分（整理）	25. 55625月分（定年・勸奨） 27. 405月分（整理）				
		勤続25年	34. 5825月分	34. 5825月分				
		勤続35年	49. 59月分	49. 59月分				
		最高限度	49. 59月分	49. 59月分				
調整額	9級	65, 000円	65, 000円					
	8級	59, 550円	59, 550円					
	7級	54, 150円	54, 150円					
	6級	43, 350円	43, 350円					
	5級	32, 500円	32, 500円					
	4級	27, 100円	27, 100円					
	3級	21, 700円	21, 700円					

(9) 職員研修及び福利厚生

- 1 派遣職員の研修及び福利厚生は職員間の均衡を保つため、可能な範囲内で岐阜市の制度により行うものとする。
- 2 岐阜市の制度を活用する場合は、各市町は岐阜市に対し、応分の負担をする。

派遣職員の研修及び福利厚生は、原則、岐阜市の制度を適用する。

職員の教育（研修）は、岐阜市の職員として、必要な知識及び技術を習得させることを目的に行っているものである趣旨を踏まえ、各市町が岐阜市に応分の負担をすることで、同等に扱うものとする。

福利厚生についても、職員の派遣協定締結に係る協議において、派遣市町が岐阜市に対し経費の負担を行うことにより派遣職員が活用可能となる制度を検討し、職員間の均衡に配慮するものとする。

表 4 24 福利厚生制度の比較

項目	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣市	北方町	本巣消防（事）
共済制度	地方公務員等共済組合法					
	岐阜県市町村職員共済組合					
公務災害補償	地方公務員災害補償法					
	岐阜市消防賞 じゅつ金及び 殉職者特別賞 じゅつ金条例	-	山県市消防賞 じゅつ金及び 殉職者特別賞 じゅつ金条例	-	-	本巣消防事務 組合消防賞 じゅつ金及び 殉職者特別賞 じゅつ金条例
安全衛生制度	労働安全衛生法					
	岐阜市消防衛生管理規程	瑞穂市職員衛生管理規程	山県市職員衛生管理規程	本巣市職員安全衛生管理規定	北方町職員衛生管理規程	本巣消防事務組合衛生管理規程
	岐阜市消防職員安全管理規程					
職員互助会	岐阜市職員互助会規約	瑞穂市職員互助会規約	山県市職員互助会規約	本巣市職員互助会規約	北和会規約	本消友和会規約
	岐阜市消防職員共助会規約		山県市消防本部職員親睦会規約		-	

(10) 被服等貸与品

消防吏員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）は、岐阜市の基準に統一する。

貸与品については、消防組織法第 16 条第 2 項及び消防吏員服制基準（昭和 42 年 2 月 3 日消防庁告示第 1 号）に基づき、種類及び対象等について各消防本部の規則で定められている。

現状、貸与品の種類は、各消防本部とも概ね共通しているが、広域化後の業務を円滑に進めるため、「岐阜市消防吏員服制規則（昭和 37 年 10 月 29 日規則第 17 号）」に基づき基準を統一するものとし、その時期については、広域化に係る住民周知に資すること、また、職員の士気向上及び一体感の醸成につながることを踏まえ、広域化実施時に実現する。

表 4-25 現状の貸与品の比較

《貸与品》

品目	岐阜市消防本部 (瑞穂市職員含む)	山県市消防本部	本巣消防（事）
職員徽章	1	1	1
消防手帳	1	1	1
立入検査証	1	1	1
名札	1	1	1
警笛	1	1	1
バッグ（女子）	1	—	—

《給与品》

種類			岐阜市消防本部 （瑞穂市職員含む）	山県市消防本部	本巣消防（事）
制服	男子	冬服	冬服上下	冬服上下	冬服上下
			ネクタイ	ネクタイ	ネクタイ
			冬帽	冬帽	冬帽
		夏服	夏服上下	夏服上下	夏服上下
			夏帽	夏帽	夏帽
			夏冬	短靴	—
	女子	冬服	冬服上下	—	—
			ベスト	—	—
			ネクタイ	—	—
			冬帽	—	—
		夏服	夏服上下	—	—
			夏帽	—	—
	男女		ベルト	ベルト	ベルト
			防寒衣	—	—
			白手袋	—	白手袋
活動服			活動服上下	活動服上下	活動服上下
			活動服ベルト	活動服ベルト	活動服ベルト
			作業用シャツ（長袖）	—	作業用シャツ（長袖）
			作業用シャツ（半袖）	—	作業用シャツ（半袖）
			アポロキャップ	アポロキャップ	アポロキャップ
			作業用防寒衣	作業用防寒衣	作業用防寒衣
			作業手袋	—	作業手袋
救助服			救助保安帽	救助保安帽	救助保安帽
			救助服上下	署管理	救助服上下※
			救助靴	救助靴	救助靴
			救助服ベルト	署管理	救助ベルト※
			救助手袋	—	救助手袋
救急服			救急白衣	—	—
		冬服	救急服上下	救急服上下	救急服上下
		夏服	救急服上下	救急服上下	救急服上下
		夏冬	救急服ベルト	救急服ベルト	救急服ベルト
			救急安全靴	安全靴（全職員）	救急安全靴
整備服		冬服	整備服	—	—
		夏服	整備服	—	—
雨衣			雨衣上下	雨衣上下	雨衣上下
防火服			防火衣上下	防火衣上下	防火衣上下
			防火長靴	防火長靴	防火長靴
			防火帽	防火帽	防火帽

※救助隊及び救助訓練隊員に貸与。（署管理）

4 施設

(1) 高機能消防指令センター

- 1 広域化と同時に消防指令センターを統合する。
- 2 消防指令センターの運用は、岐阜市消防本部の運用を引き継ぐ。
- 3 当面の間、岐阜市（瑞穂市）及び新たに消防事務を委託（受託）する市町の通信指令業務経験者を配置するなど、対応に混乱を来さぬよう配慮する。
- 4 施設整備に要した経費は、消防事務を委託する市町がそれぞれ負担する。

広域化後の円滑な消防業務執行には、統一的な部隊運用を実現することから、消防本部に設置する消防指令センターで構成市町全ての 119 番通報を受信し、消防通信指令業務を統合するものとする。

岐阜市消防本部の消防指令システムは、救急件数の増加、複雑多様化する災害、巨大地震への対応等を考慮し、機能性、信頼性、操作性及び耐久性等の全ての分野において性能を向上させ、迅速確実な指令業務を行うことができるよう、平成 28 年度に高機能消防指令センターとして更新整備している。広域化による統一的な部隊運用を実現するためには、消防指令センター及び指令システムの統合が必須であることから、広域化と同時に統合する。

なお、統合に係る事務負担及び財政負担の縮減の観点から、岐阜市消防本部の指令システムを改修することが適当であり、国等の広域化に係る財政支援の活用を考慮のうえ進める。

広域化後の消防指令センターの運用にあたっては、岐阜市消防本部の指令システムに統一することから岐阜市消防本部の運用とするが、広域化による管轄区域の拡大に対応するために、当面の間、委託市町の地理、水利等を熟知している指令担当職員を一定数配置するなどの方策を検討する。

表 4-26 高機能消防指令センター（システム）の主な機能

装置名称	主な機能	岐阜市 瑞穂市	山県市	本巣消防（事） （本巣市・北方町）
指令台	119通報が輻輳する状況下、指令台を分割し受付機能の増設が可能	○	○	×
自動出動指定装置	災害状況に適合した直近の車両を選別、事案作成を行う	○	○	○
地図等検索装置	災害点付近の地図情報、車両位置等を視覚的に確認できる	○	○	○
長時間録音装置	通報内容や無線交信内容等の録音が可能	○	○	○
指令伝送装置	指令内容を署所の端末で印字する	○	○	○
気象情報収集装置	気象状況をリアルタイムで収集する	○	○	○
出動車両運用管理装置	車両の位置及び動態を管理する	○	○	○
車載運用端末装置 （A V M）	車両の位置及び動態情報を送信する	○	○	○
統合型位置情報通知装置	119通報者の発信位置情報を取得する	○	○	○
順次指令装置	関係職員等に災害メールを送信する	○	○	○
システム監視装置	システム全般の機器を監視する	○	○	○
消防O Aシステム	災害事案等の文書処理に併せ、各種データを管理するとともに、災害時支援情報として活用する	○	○	○
医療情報システム	県広域災害・救急医療情報システムに連動し、病院応需情報を救急隊に支援情報として送信する	○	×	×
高所監視施設	高所に設置したカメラにより災害状況を映像により監視する	○	×	×
支援情報装置	音声に併せ高所監視施設や車両から送られた映像等を本部作戦室や他の車両等と共有	○	×	×
情報共有システム	指令センターで把握した情報を、警防本部や各署所等と共有することができる	○	×	×

※新システムには、職員育成用模擬訓練や機能試験を行う機能を備える。（新機能）

表 4-27 通信指令業務の比較

業務内容等			岐阜市 (瑞穂市含)	山口市	本巣消防(事)
勤務体制		通信専従員	18名 (1部9名、2部9名)	0名 (隔日勤務者が兼務)	6名
		勤務体制	2部制	3部制	3部制
		最低人員	6名	2名	2名
		夜間帯勤務人員 (22:00～5:00)	3名	2名	2名
災害対応	災害件数	火災	123 件	16 件	23 件
		救急	20,874 件	1,050 件	2,266 件
		救助	328 件	20 件	34 件
		合計	21,325 件	1,086 件	2,323 件
	119着信件数		29,147 件	1,732 件	3,499 件
	災害連絡	管理職	電話連絡、メール配信	電話連絡、メール配信	電話連絡、メール配信
		一般職員	メール配信	メール配信	メール配信
		関係機関	電話連絡	電話連絡	FAX、電話連絡
		消防団	電話連絡、FAX、 メール配信	メール配信	メール配信
		その他	市有建物等は、該当部署の担当者へ電話連絡	電話連絡	電話連絡
	その他	災害速報	幹部への電話連絡、 メール配信	幹部への電話連絡、 メール配信	幹部へ電話連絡 メール配信
		気象警報	幹部への電話連絡、 メール配信、テレホン 案内、警防本部参集	メール配信	幹部へ電話連絡 メール配信
		水防警報	幹部への電話連絡、 メール配信、テレホン 案内、警防本部参集	幹部への電話連絡、 メール配信	幹部へ電話連絡 メール配信
		指定河川に係る対応	幹部及び南団への電話 連絡、メール配信、テ レホン案内、警防本部 参集	幹部への電話連絡、 メール配信、巡視	幹部へ電話連絡 メール配信
		緊急地震速報対応	消防無線連動、庁内放 送、施設点検	庁内放送、施設点検	庁内放送、施設点検
		Em-Net対応	休日、夜間のみ対応 (平日の昼間は都市防 災部対応)	年中の対応	—
		駆けつけ通報	署の受付が対応、無人 の場合は電話機を窓口 に設置	署の受付が対応、無人 の場合(北消防署)は電 話機を窓口を設置	署の受付が対応、無人 の場合は電話機を窓口 に設置

（２）消防救急デジタル無線システム

- １ 消防救急デジタル無線システムは、岐阜市のシステムに統合する。
- ２ 広域化区域全域を対象とするために、消防救急デジタル無線システムに必要な整備を行い、広域化と同時に運用を開始する。
- ３ システム整備に要した経費は、消防事務を委託する市町がそれぞれ負担する。

消防本部に割り当てられる無線チャンネル数が、国の基準により限定されるなど、広域化した場合に、委託市町が保有する市（活動）波の使用が認められなくなる可能性があるものの、可能な範囲で現有の無線設備を最大限活用することとする。

なお、必要な改修を行う場合は、必要に応じ電波伝搬調査を行うなど、基地局同士の干渉や不感地帯を早期に把握し、必要最小限の経費負担となる方法を念頭に置き、基地局毎の割当チャンネルについて早期に検討するとともに、災害対応に遺漏がないよう配慮し、広域化実施までに完了することとする。

（３）消防水利

- １ 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市町が設置し、維持管理を行う。
- ２ 消防事務を委託する市町が消防水利を設置する場合は、消防本部及び当該市町の行政区域内を管轄する消防署の意見を聴くなどし、活動上有効な消防水利の設置に努める。
- ３ 消防署所は、管轄内に所在する消防水利の使用に必要な点検業務を岐阜市の関係規程に基づき行い、異常があった場合は、消防本部を通じ設置した市町に速やかに通報するなど、消防水利の管理に関わることで、消防活動に遺漏がないよう努める。

消防水利は、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 20 条に基づき、市町村が設置し、維持及び管理することとされている。また、消防水利の一つである消火栓の設置については、水道法（現昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）により、該当市町村の費用負担に基づく設置責任を水道事業者に求めている。

現状の岐阜市と瑞穂市の消防事務委託では、消防水利に係る事務を委託範囲としておらず、その設置、指定、維持・管理等については、消防事務を行ううえで、情報を密にして行うことで十分であることから、瑞穂市同様、委託市町についても、消防水利に係る事務は、委託市町で行うこととする。

また、各市町が新たに消防水利を設置する場合は、消防本部及び各市町の行政区域を管轄する消防署の意見を聴くなどし、活動上必要な消防水利の設置に努めるものとする。

表 4-28 各市の消防水利の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

市	水利			
	消火栓 (総数)	防火水槽 (基準)	井戸 (特殊・普通)	プール
岐阜市	8, 197	600	1, 155	81
瑞穂市	1, 361	22	597	10
山県市	1, 975	264	1	9
本巣市	1, 583	316	106	13
北方町	611	13※	91	4

※私設防火水槽3基及び中消防署内防火水槽1基含む

5 財産

(1) 財産

1 消防庁舎等（不動産）の財産は、次のとおり取り扱う。

消防事務を委託する市町がそれぞれ所有し、岐阜市に無償で貸与する。

庁舎建設や適正配置に係る計画は、岐阜市の計画に基づくものとし、更新等については、所在する市町と岐阜市が協議し、時期及び規模等を決定し、各市町は当該計画に基づき整備する。

2 消防車両等（動産）の財産は、次のとおり取り扱う。

原則、消防事務を委託する市町が、広域化を機に岐阜市に譲与する。

配置計画や更新計画は、岐阜市の計画に基づくものとし、更新等については、配備する市町と岐阜市が協議し、時期等を決定する。

なお、更新は岐阜市が行い、岐阜市が所有することとするが、これら更新に係る財政負担は、委託市町が委託料として応分の負担をする。

消防事務執行に必要な財産（施設）には、消防庁舎や消防車などがある。現在、岐阜市と瑞穂市との事務委託では、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を、瑞穂市が岐阜市に無償で貸与するものとし、その維持管理については、所有する瑞穂市が行うこととしている。今回、岐阜市が新たに周辺市町の消防事務を受託するにあたり、新たな財政需要が生じないよう、現有物品を活用することとしているが、今後、必要な設備等は岐阜市が一定の基準をもって整備することが、管轄内の消防力の均衡を保つためには重要となる。

- 消防庁舎等の不動産は、その維持管理等について、当該施設の機械設備等が敷地と一体的に管理することが肝要であるとともに、各市町の公共施設の維持、更新に係る計画等による部分もあるなど、一概に消防事務委託を契機に譲与することが適切とはいえない部分もある。

また、他の用途に利用可能な財産となる土地や庁舎については、事務委託が解消した場合や、署所の再配置により余剰となった際には、その帰属が課題となることから、新規取得する土地

及び建築する庁舎も含め、瑞穂市及び委託市町がそれぞれ所有することとし、岐阜市に無償で貸与することとし維持管理は岐阜市が行うこととする。

- 消防車両等の動産については、用途が限定され比較的短期間での消費、更新が前提となる。消防行政の質を担保する観点から、動産の維持管理の実施及び更新計画に基づく更新を、受託者として現場を熟知している岐阜市が主体的かつ速やかに行うことが望ましい。このため、委託市町が現在所有している動産については、一部の資機材を除き岐阜市に譲与するものとし、広域化後に行う動産の整備は岐阜市が行い所有するものとする。

なお、これらの整備に係る財政負担は、関係市町が委託料として応分の負担を負うものとする。

（譲与ではなく無償貸与とする資機材）

消防救急デジタル無線施設（移動局）

基地局整備と同一の事業で起債しているため

自動心臓マッサージ器

過疎対策事業債を活用し整備しているため

表 4 29 対象となる財産（土地、庁舎、車両）

《貸与対象の土地》

所有	用途	地番	地籍（㎡）
瑞穂市	瑞穂消防署敷地	瑞穂市別府2451番地1	3,495.96
	瑞穂消防署駐車場	瑞穂市稲里61番地2	1,441.00
	瑞穂消防署駐車場（予定地）	瑞穂市稲里61番地1	330.00
	巢南分署敷地	瑞穂市森435番地	1,521.31
	巢南分署駐車場等	瑞穂市森85番地7	184.00
山県市	本部・南消防署敷地	山県市高木1291番地2	2,223.48
	北消防署敷地	山県市笹賀70番地1	1,450.36
	訓練場	山県市高木1061番地1	1,204.00
	駐車場（訓練場）借地	山県市高木1282番地1 / 1282番地2	2,041.00
本巣市	北消防署敷地	本巣市文殊260番地	694.54
	北消防署根尾分署敷地	本巣市根尾神所395番地1	606.24
	中消防署西分署敷地	本巣市政田313番地	2,167.00
北方町	本部・中消防署敷地	本巣郡北方町加茂一丁目23番地	4,730.38

《貸与対象の庁舎》

所有	名称	所在	構造	延べ面積 (㎡)
瑞穂市	瑞穂消防署	瑞穂市別府2451番地1	鉄骨造	2, 525. 00
	巢南分署	瑞穂市森435番地	耐火造	516. 70
山県市	本部・南消防署	山県市高木1291番地2	鉄筋コンクリート造 2階建て (一部6階建)	952. 30
	本部・南消防署 (車庫)	山県市高木1291番地2	鉄骨造	85. 79
	本部・南消防署 (車庫)	山県市高木1291番地2	鉄骨造	76. 98
	本部・南消防署 (訓練塔)	山県市高木1291番地2	鉄筋コンクリート造	8. 40
	北消防署	山県市笹賀70番地1	鉄筋コンクリート造 2階建て (一部6階建)	452. 05
	北消防署 (訓練塔)	山県市笹賀70番地1	鉄筋コンクリート造	8. 40
本巣市	北消防署	本巣市文殊260番地	鉄筋コンクリート造	471. 60
	北消防署根尾分署	本巣市根尾神所395番地 1	鉄筋コンクリート造	224. 00
	中消防署西分署	本巣市政田313番地	鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋造)	435. 00
北方町	本部・中消防署	本巣郡北方町加茂一丁目23番地	鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋造)	1, 566. 05

《譲与対象の車両一覧》

所有	名称	車種	年式	排気量
山口市	指令車	トヨタ	H16年	2,360cc
	化学消防ポンプ自動車	日野	H27年	6,400cc
	ポンプ自動車	三菱	H15年	5,240cc
	小型動力ポンプ付水槽車	日野	H14年	10,520cc
	救助工作車	日野	H21年	6,400cc
	高規格救急車	トヨタ	H24年	2,690cc
	高規格救急車	トヨタ	H13年	3,378cc
	資材搬送車	三菱	H14年	5,240cc
	水槽付ポンプ自動車	三菱	H13年	8,200cc
	ポンプ自動車	三菱	H16年	5,240cc
	高規格救急車	トヨタ	H22年	2,693cc
	広報車	スズキ	H25年	650cc
	連絡車【ハイエース】	トヨタ	H17年	2,690cc
本巣消防	水槽付ポンプ自動車（化学車）【消防北1】	日野	H21年	6,400cc
	ポンプ自動車【消防北2】	日野	H27年	4,000cc
	ポンプ自動車【消防西1】	日野	H25年	4,000cc
	ポンプ自動車【消防根尾1】	日野	H25年	4,000cc
	高規格救急車【救急北1】	トヨタ	H27年	2,690cc
	高規格救急車【救急西1】	トヨタ	H21年	2,690cc
	高規格救急車【救急根尾1】	トヨタ	H29年	2,690cc
	水槽付ポンプ自動車【消防中1】	日野	H16年	6,400cc
	ポンプ自動車【消防中2】	日野	H26年	4,000cc
	高規格救急車【救急中1】	日野	H25年	2,690cc
	人員搬送車【エスティマ】	トヨタ	H26年	2,360cc
	防災広報車【ストリーム】	ホンダ	H22年	1,790cc
	多目的搬送車【本巣51 ハイエース】	トヨタ	H23年	2,690cc
	救助工作車	日野	H15年	7,960cc
	梯子車	日野	H21年	8,860cc
	高規格救急車【予備車】	トヨタ	H16年	3,370cc
	資材搬送車【消防トラック】	日野	H17年	4,000cc
	水槽付ポンプ自動車【予備車】	日野	H5年	7,410cc
	水槽車	日野	H8年	10,520cc
	査察車【エヴリィ】	スズキ	H28年	650cc

※本巣市、北方町からの譲与車両は、「本巣消防」として記載

(2) 債務

- 1 岐阜市に譲与する財産等に係る債務は、岐阜市が継承する。なお、当該債務の償還に係る財政負担は、継承前の債務者が負う。
- 2 広域化後に生じる債務は、岐阜市が負う。ただし、当該債務に係る財政負担は、関係市町が負うものとし、別に定める按分率により負担するものとする。
- 3 債務の継承により生じる課題等は、別途対応を協議する。

各市町が所有する既存物品等を委託市町から岐阜市へ譲与すること。また、新規取得する消防用物品等についても岐阜市が取得し所有することから、当該財産に係る各市町の債務は岐阜市が承継する。

ただし、当該債務の継承は、あくまでも財産の統一的整備や、一定基準による維持管理による効果を目的とする物品の所有によることを要因とするものであり、財産等の取得目的に変化が生じるものではないことから、債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者（委託市町）及び財産等取得により効果が得られる市町が負担するものとする。

なお、債務継承等により生じる課題及び各市町への影響を把握、整理するとともに、これらに対する適切かつ効果的な対応策を検討するため、広域化開始時までには各自治体間で協議を行うこととする。

表 4 30 継承見込み額一覧

市	公有財産分類	財産の区分	名称	地方債（対象事業）	借入日	地方債残高 (H29. 3. 31)	償還終期
山県市	行政財産	消防車両等 (動産)	化学消防自動車	緊急防災・減債事業債	H26. 3. 24	53, 200, 000	H39. 3. 24

6 経費負担

(1) 財源の確保

広域化を開始するために必要となる初期投資経費に対し、国及び岐阜県等の財政支援制度を積極的に活用する。

広域化に要する初期投資経費は、協議により定められた算出方法に基づき委託市町が応分負担するものとし、可能な限り財政負担の縮減を図るため、国の財政支援制度を最大限活用するなど、財源の確保に努める。

表 4 31 国による財政支援措置（1）

経費項目	地方債			
	緊急防災・減災事業債 (広域消防運営計画に基づく整備に限る。)	一般単独事業 一般補助施設整備 等事業債	防災対策事業債	
	充当率 100% 交付税算入率 70%	充当率 90%、交付税算 入率 30%	充当率 75%、 交付税算入率 30%	充当率 90%、 交付税算入率 50%
高機能指令 システム整備費	○	×	×	○
消防署所建設	○	消防本部整備○	×	×
庁舎増改築	○	○	×	×
消防車両	○	△一般財源化 交付税算入 70%	×	×

表 4 32 国による財政支援措置（2）

経費項目	特別交付税	
	消防広域化準備経費・消防広域化臨時経費	
	一般財源所要額を 特別交付税措置	一般財源所要額の 1/2 を 特別交付税措置
広域消防運営計画策定経費	○	
広域協議会負担金	○	
協議会委員報酬	○	
広報紙作成経費	○	
住民意向調査費	○	
高機能指令システム 改修費		○
被服費		○
署旗		○
消防車・署所表示 変更費用		○
庁内 LAN 整備関係費		○

（２） 初期投資経費

- 1 広域化開始までに行う施設等の改修・整備及び広域化後の消防業務を円滑に行うために必要となる経費を初期投資経費として取り扱う。
- 2 初期投資経費の項目は、次のとおりとする。
 - ・ 消防庁舎等の改修
 - ・ 消防指令システム改修
 - ・ 庁内LAN整備
 - ・ 消防救急デジタル無線設備改修
 - ・ 貸与品の統一
 - ・ 車両表示及び名義変更
 - ・ 庁舎等看板製作
 - ・ その他

広域化実施までに必要となる経費を初期投資経費として、広域化後に継続して必要となる経費と区分することで、広域化実施に要する各市町の財政負担額を明確とする。

なお、初期投資経費の内、事務を受託する岐阜市が一括して負担する経費に対して各市町が応分の負担を要する場合は、消防事務を受託する岐阜市の負担が一時的に生じるという性格上、負担金として取り扱うこととする。

○岐阜市が整備（準備）して一括負担する経費（各市町が応分の負担をする経費）

- ・ 消防指令システム改修
- ・ 庁内LAN整備
- ・ 消防救急デジタル無線設備改修
- ・ 貸与品の統一
- ・ 車両表示及び名義変更
- ・ その他（公印、署旗、電話設備、職員徽章、消防手帳等）

○各市町が整備（準備）して負担する経費

- ・ 消防庁舎等の改修
- ・ 庁舎等看板製作
- ・ 不足資機材の整備

(3) 初期投資経費の負担方法

- 1 初期投資経費は、投資目的及び受益者を明確にし、負担方法を定める。
- 2 消防の広域化に伴い臨時的に必要な経費（住民等への広報に係る経費、広域化構成市町による按分を要する経費を除く。）については、消防事務を委託する市町が負担する。
- 3 構成市町による按分を要する経費は、別に定める比率により負担する。

広域化開始にあたり、各市町域固有の負担については、その内容が各市町に限定することから、それぞれが負担するものとする。消防本部管轄全域に及ぶ内容の事項については、現在、岐阜市と瑞穂市の間で行われている事務委託に係る委託料の負担を例に、各市町が応分の負担をするものとする。

なお、原則、各市町が予算計上して行うものについては各市町が執行し、岐阜市が予算計上のうえ行う広域化準備に対しては、関係市町は委託料の算出の例により応分の負担金を算出して岐阜市に支払うものとし、岐阜市は当該予算の財源に充てるものとする。

(4) 消防事務執行経費の負担方法（区分）

- 1 消防事務の委託業務を遂行するために要する経費について、経費の性質に合わせ、以下のとおり委託料と負担金に区分する。
 - (1) 委託料: 毎年度継続的に支出される経常経費で、原則、人件費や物件費等に適用する。
 - (2) 負担金: 広域化開始に係る初期投資経費等、臨時的に必要な経費に適用する。

経費の性質に合わせ、「委託料」と「負担金」に区別する。「委託料」は、広域化後に継続して必要となる経費とする。「負担金」は、事務委託を進める中で、庁舎の大規模改修や車両の増車など臨時的に必要な経費とし、委託料と別けることで各市町の財政負担をより明確にすることとする。

なお、初期投資経費は前述の趣旨を踏まえ、一時的に生じるものであるなど、その性格上、負担金として取扱うこととする。

表 4-33 経費区分表

経費項目	委託料	負担金
報酬・給料・職員手当・共済費等人件費	○	
報償費	○	
旅費	○	
需用費	○	○
役務費	○	
委託料	○	○
使用料及び賃借料	○	
工事請負費	○	○
備品購入費	○	○
負担金及び交付金	○	
公債費	○	

(5) 消防事務執行経費の支払い方法

- 1 岐阜市の消防費のうち、消防事務を受託する市町の消防事務を執行するために必要となる経費は、当該市町が負担することを原則とし、算出にあたっては、その種別ごとに算出基礎とする数値を以下のとおりあらかじめ定め、これにより算出した経費の合計額を委託料として岐阜市に支払う。
 - (1) 人口 : 市町や署所の区域を越え供される消防力への投資
 - (2) 職員数: 直接職員に係る経費（給与等除く。）
 - (3) 署所数: 署所の維持管理に係る経費
 - (4) 台数 : 車両、機械器具等の維持管理に係るもので、各市町区域内の配置状況を考慮すべき経費
- 2 臨時的に要した経費に各市町の比率を乗じて得た岐阜市の請求額を、負担金として支払う。

各市町が負担する委託料については、岐阜市から提供される消防力への対価であることから、委託市町が受ける消防の効果に対し、適正な経費が反映される方法により定める必要がある。

岐阜市と瑞穂市の間で行われている事務委託に係る委託料の負担は、両市が負担する額の公平性、透明性を担保するとともに、受益と負担が明確となる方法によるものとし、現在、その目的、用途、受益者等を明確にし、以下の割合を実施前に定め、各市町の負担額を算出することとしている。

- 1 人口按分 : 市や署所の区域、管轄を越え供される消防力への投資
- 2 職員数按分 : 直接職員に係る経費（給与等除く。）
- 3 署所数按分 : 署所の維持管理に係る経費
- 4 台数按分 : 車両、機械器具等の維持管理に係るもので、各市町区域内の配置状況を考慮すべき経費
- 5 実費負担 : 当該市町に存する施設等の大規模修繕等に係る経費

消防の広域化に際しても、現状どおり、公平性、透明性を担保するとともに、受益と負担の明確化が図られる方法により定めることが必要であり、広域化後も現在の瑞穂市の委託料の算出方法を採用し、各市町の委託料を算出するものとする。

(6) 退職手当の負担方法

- 1 退職手当は、職員が属する市町が、当該市町の規定に基づき支払う。
- 2 消防本部に所属する職員の退職手当の委託市町の負担については、別途協議により応分の負担をするものとし、この場合、委託市町は岐阜市に対し、委託料として単年度負担し、当該年度の最終の委託料支払い時期に別途算出のうえ、支払う。

退職手当は、職員が属する市町が、当該市町の規定に基づき支払う。

なお、消防本部に所属する職員（消防長、次長等、各課職員）は、管轄区域全域の業務を行っていることから、人件費と同様に退職手当分を別途協議により委託市町が応分の負担をするものとする。

7 各種団体との連携

(1) 消防団との連携

- 1 各市町の消防団と消防本部との連携は、現在の運用を継続することで、連携の維持及び確保に努めることを原則とするが、広域化により担当部署が変更する場合には、消防本部に連絡担当を置き、連携確保に努める。
- 2 各消防団の連携確保を目的に、各市町と消防本部が協力して連絡調整を図るとともに、各消防署所は消防団毎の連絡調整等を行うなど、一貫した連携強化に努める。なお、各市町の消防団事務担当を別表（表 4-34）のとおりとする。
- 3 災害時に活用する、消防本部と消防団の通信連絡手段は現状を維持するものとし、広域化後早期に消防本部と各消防団相互の通信連絡手段の整備について検討する。

市町毎に設置されている消防団は、今回の消防の広域化の対象とはされていないが、これまで地域に根ざした活動を、各市町の消防本部（署）と連携し行ってきた経緯があるとともに、広域化後においても地域特性に応じた活動を展開することが地域の消防力強化にも繋がることから、現在の運用を継続することとする。

また、広域化後もこれまでと同様に、消防本部と消防団との緊密な連携を確保するため、各消防署所は各消防団との連絡調整等を密に行い、連携強化を図るものとする。

なお、以下の項目について、継続的に検討を行い、消防団との連携に遺漏がない体制の構築に努めるものとする。

- 1 構成市町の消防団と、消防本部と一元的な連絡調整を図る必要性と方法
- 2 平素から、消防署同様に各消防団が合同訓練等を行える体制の構築
- 3 各消防署所に、管轄内の消防団との連絡調整担当を配置し、定期、随時を問わず連絡できる体制の整備
- 4 消防本部と消防団相互の通信連絡手段を統一的整備する必要性と方法
- 5 市町毎に異なる、災害対応に係る消防団体制の統一など

表 4-34 消防団事務の担当所管

消防団名	現在の担当部局	広域化後の担当部局 (連絡調整担当を置く部署)
岐阜市中消防団	岐阜市消防本部 消防総務課 (岐阜中消防署)	変更なし
岐阜市南消防団	岐阜市消防本部 消防総務課 (岐阜南消防署)	変更なし
岐阜市北消防団	岐阜市消防本部 消防総務課 (岐阜北消防署)	変更なし
瑞穂市消防団	瑞穂市役所 総務部総務課	変更なし (瑞穂消防署)
山県市消防団	山県市消防本部 消防課	山県市役所 所管課 (山県消防署)
本巣市消防団	本巣市役所 総務部総務課	変更なし (本巣消防署本巣北分署)
北方町消防団	北方町役場 防災安全課	変更なし (本巣消防署)

表 4-35 岐阜県消防協会（地方協会）事務の担当所管

地方協会名	現在の担当部局	広域化後の担当部局
岐阜市消防協会	岐阜市消防本部 消防総務課	変更なし
瑞穂市消防協会	瑞穂市役所 総務部総務課	変更なし
山県市消防協会	山県市消防本部 消防課	山県市役所 所管課
本巣市消防協会	本巣消防事務組合消防本部警防課	本巣市役所 総務部総務課
本巣郡消防協会	北方町役場 防災安全課	変更なし

表 4-36 消防団との連絡体制

《現在の消防団との連絡体制》

市名		岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣市	北方町
管轄消防本部		岐阜市消防本部		山県市消防本部	本巣消防事務組合消防本部	
災害 出場等	担当課	指令課		南消防署指令室	中消防署指令室	
	方法	電話、FAX	電話、FAX (昼間) 総務課 (夜間、休日) 宿日直	電話 メール	電話 メール、FAX	電話 メール、FAX
	種別	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)
	出場区分	各分団管轄区域内	市内全域	各分団管轄区域内	各分団管轄区域内	町内全域
水防	担当課	指令課、各署	—	南消防署指令室	中消防署指令室	中消防署指令室
	方法	電話、メール	—	電話、メール	電話、メール	電話、メール

《広域化後の連絡体制》

市名		岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣市	北方町
管轄消防本部		岐阜市消防本部				
災害 出場等	担当課	指令課				
	方法	電話、FAX	電話、FAX、 メール (昼間) 総務課 (夜間、休日) 宿日直	電話、FAX、 メール (昼間) 市役所 所管課 (夜間、休日) 市役所 宿日直室	電話、FAX、 メール (昼間) 総務課 (夜間、休日) 本巣市役所 各支所	電話、FAX (役場) メール(消防団)
	種別	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)	火災全般 (管轄内)
	出場区分	各分団管轄区域内	市内全域	各分団管轄区域内	各分団管轄区域内	町内全域
水防	担当課	指令課、各署				
	方法	電話、メール				

表 4-37 現在の岐阜県消防協会（地方協会）の運用

地方協会名	市別	管轄消防本部	現在の運用
岐阜市消防協会	岐阜市	岐阜市消防本部	【組織等】 構成員：岐阜市中・南・北消防団員 岐阜市消防本部消防吏員 事務局：岐阜市消防本部 【役員構成】 会長1名、副会長2名（以上団長）、常任理事若干名（本部次長）、理事9名（副団長）、監事3名（各団統括分団長庶務担当者）、顧問若干名、参与若干名（署長及び課長） 【会議等】 正副会長会：定例会（年3回） 理事会：同上 評議員会：定例会（年2回） 臨時会議：会長が招集する
瑞穂市消防協会	瑞穂市	岐阜市消防本部	【組織等】 構成員：瑞穂市消防団員 事務局：瑞穂市役所 総務部 総務課 【役員構成】 会長1名、副会長2名、理事30名以内、評議員55名以内、監事2名、顧問若干名、参与若干名 【会議等】 役員会：本部員出席（年5回） 理事会：年5回 評議員会：年1回
山県市消防協会	山県市	山県市消防本部	【組織等】 構成員：山県市消防団員（通常会員） 山県市消防職員（特別会員） 事務局：山県市消防本部消防課内 【役員構成】 会長1名（団長）、副会長3名（副団長）、常任副会長1名（消防長）、理事2名（山県警察警備課長、消防課長）、代議員13名（各分団長、署課長）監事1名、顧問若干名、参与若干名 【会議等】 定例会（年3回）
本巣市消防協会	本巣市	本巣消防（事）	【組織等】 構成員：本巣市消防団員 事務局：本巣消防事務組合消防本部警防課 【役員構成】 会長1名（団長）、副会長1名（筆頭副団長）、常務理事6名（本巣市総務部長、本巣消防事務組合消防長、北方警察署警備課長、副団長）、理事9名（分団長、本巣市総務課長、本巣市消防団総括担当）監事2名（副分団長、本巣市会計管理者）、顧問若干名、参与若干名 【会議等】 理事会：定例会（年4回） 指導員会：年3～4回
本巣郡消防協会	北方町	本巣消防（事）	【組織等】 構成員：北方町消防団員 事務局：北方町役場防災安全課 【役員構成】 会長1名、副会長1名、監事2名、理事若干名、顧問若干名、参与若干名 【会議等】 理事会（年1回）

(2) 関係団体等との連携

- 1 関係団体との連携は、現在の運用を継続することを原則とし、その維持及び確保に努める。
- 2 関係団体相互の連携を確保するため、消防事務を委託する市町と消防本部は協力して全体の連絡調整等を行うこととし、事務担当を別表（表 4 38）のとおりとする。

各種関係団体については、これまで地域に根ざした活動を各市町や消防本部（署）と連携し、行ってきた経緯があるとともに、広域化後においても地域特性を踏まえて活動を展開することが地域の消防力強化にも繋がることから、現在の運用を継続するものとし、その各市町の窓口となる部署を明確にする。

なお、同様の目的を持ち、類似した活動をしている団体において、双方の意見を慎重に聴き取った結果、統合の可能性や必要性がある場合には、前向きに検討するものとする。

表 4 38 主な関係団体一覧

団体	事務担当	組織概要	構成員	発足年月日	主な活動・行事
岐阜市 岐阜市女性防火クラブ運営協議会	予防課	岐阜市の各地域で結成された女性防火クラブ(50クラブ)で構成され、クラブの健全な育成及び相互の親睦を図り、もって火災予防思想を普及し、安全な都市の建設に寄与することを目的とする。	地域住民	S51. 5. 28	・岐阜市女性防火クラブ指導員講習会の開催 ・住宅防火モデル地区「安・安ネットワーク」事業への協力 ・広報紙「女性防火だより」発行 ・消防出初式へ参加 ・表彰
岐阜市少年消防クラブ運営協議会	予防課	岐阜市の各地域に結成された少年消防クラブ(49クラブ)で構成され、クラブの健全な育成及び相互の親睦を図り、もって火災予防思想を普及し、安全な都市の建設に寄与することを目的とする。	地域住民 (小学校 4～6 年)	S55. 9. 24	・火災予防に関するポスター募集・表彰式 ・県運営協議会主催のリーダー研修会に参加 ・防火パレードの実施 ・消防出初式へ参加 ・表彰
岐阜市危険物安全協会	(予防課)	危険物の適正な管理及び取扱いの徹底を図り、危険物に起因する災害の予防に努めるとともに会員相互の融和親睦を深め、事業の健全なる進行発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。	岐阜市、瑞穂市内の危険物製造所、貯蔵取扱所等の所有者、管理及び占有者	S36. 8. 3	・危険物取扱者（乙種 4 類）試験準備講習会の実施 ・危険物実務者講習会の実施 ・全国火災予防運動での啓発広報（秋・春） ・消防研修会（岐阜市消防協会と合同）の実施
岐阜市防火協会	(予防課)	消防機関と緊密な連携をもとに防火思想の普及徹底並びに都市の防災化を図りもって火災による災害の防止に努め、市民共同の福祉増進に寄与することを目的とする。	岐阜市内に所在する官公庁、会社、工場、事業所、営業所等で消防法第 4 条に基づく公衆が出入りし、又は多数の者の勤務する防火対象物の代表者	S49. 10. 18	・消防研修会（岐阜市危険物安全協会と合同）の実施 ・全国火災予防運動で防火ポスターの配布 ・甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習防火防災管理再講習テキストの斡旋

団体		事務担当	組織概要	構成員	発足年月日	主な活動・行事
瑞穂市	女性防火クラブ連絡協議会	総務課	会員が防火及び防災に対する知識を習得するとともに、家庭における火災予防につとめ、火災のない、平和で豊かな明るいまちづくりに寄与することを目的とする。	瑞穂市に在住する女性	旧 巢南町昭和 53 年 12 月 17 日 旧 穂積町昭和 56 年 4 月 1 日	・火災予防の店頭広報（春・秋）・指導員講習会・住宅防火訪問・県研修会参加・市防災訓練・出初式など
	少年少女消防クラブ	総務課	活動を通して市民に対して防火、防災思想の普及、啓発を図り、併せて児童の健全な育成と火災等の無い安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。	市内の小学生（4～6年生）	H27. 5. 16	・消防署見学会 ・防火ポスター作成 ・防火パレード ・出初式 ・市防災訓練 など
	防火協会	総務課	会員事業所等が、消防機関との緊密な連携のもとに防火思想の普及徹底並びに自衛消防力の強化及び向上を図り、もって火災による災害防止に努め、市民共同の福祉増進及び事業所等の地域への貢献に寄与することを目的とする。	瑞穂市内に所在する消防法施行令別表第 1 に掲げる事業所及びその他各種団体	H20. 6. 26	・普通救命講習 ・操法指導会 ・消防学校入校 など
山県市	女性防火クラブ運営協議会	山県市役所所管課	山県市内の各地域で結成された女性防火クラブ（12 分会）で構成され、クラブの健全な育成及び相互の親睦を図り、もって防火防災思想の普及啓発に寄与することを目的とする。	女性防火クラブのクラブ員	H15. 4. 1	定例理事会年 2 回、市運営協議会指導員研修会年 1 回、分会ごとに行う訓練と研修年 1 回以上。山県市総合防災訓練に参加
	少年消防クラブ	山県市役所所管課	山県市内の各地域で結成された少年消防クラブ（3 クラブ）と消防機関が緊密な連携のもとにクラブの育成指導にあたり、もって防火思想の普及と高揚を図ることを目的とする。	市内でクラブを結成する小学校の 5、6 年生 市内でクラブを結成する中学校の 1～3 年生	S63. 11 富岡小学校 H22. 4 美山小学校 S25. 4 伊自良中学校	学校が主催する消防訓練等に参加
	幼年消防クラブ	山県市役所所管課	山県市内の各地域で結成された幼年消防クラブ（7 クラブ）と消防機関が緊密な連携のもとにクラブの育成指導にあたり、もって防火思想の普及と高揚を図ることを目的とする。	市内でクラブを結成する保育園の園児	S59. 4 高富保育園 S60. 4 富岡保育園 梅原保育園 S61. 4 伊自良保育園 H23. 4 みやま保育園 H24. 4 大桜保育園 H27. 4 富波保育園	保育園主催の避難訓練、消防映画会、起震車による地震体験に参加
	危険物安全協会	山県市役所所管課	危険物の管理及び取扱い技術の向上を図り、災害の予防に努めるとともに、会員相互の融和、親睦を深め、事業の健全なる振興と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。	正会員 37 事業所、準会員 11 事業所	S47. 4. 1	定例理事会年 3 回定期総会・表彰年 1 回危険物安全週間啓発パレード及び啓発パトロール・普通救命講習会

団体		事務担当	組織概要	構成員	発足年月日	主な活動・行事
本巣市・北方町	幼年少年女性防火クラブ連絡協議会	団体事務局	消防機関と緊密な連携のもとに、防火思想の普及啓発並びに幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブの育成指導にあたり、もって火災による災害防止に努め、住民共同の福祉増進に寄与することを目的とする。	本巣市、北方町内の幼年消防クラブ及び少年消防クラブ、女性防火クラブ並びに教育機関	S55. 4. 1	・少年クラブリーダー研修会 ・防火ポスター審査会・作品展示 ・各種講習（普通救命講習・防火講習、初期消火訓練等） ・出初式参加 ・市防災訓練参加
	女性防火クラブ運営協議会	団体事務局	関係機関と緊密な連携のもとに、防火思想の普及徹底並びに地域女性防火クラブの育成指導にあたり、火災による災害防止に努め住民共同福祉の増進に努めることを目的とする。	本巣市、北方町内に組織されている女性防火クラブ	S59. 4. 1	・各種講習（普通救命講習・防火講習、初期消火訓練等） ・出初式参加 ・市防災訓練
	危険物安全協会	団体事務局	消防法に定める危険物を製造し、又は取扱う者の融和と親睦を深めるとともに、危険物の安全管理及び取扱いにつとめ、危険物に起因する災害を防止し、もって事業の健全な振興と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。	・本巣市、北方町内に所存する危険物製造所、貯蔵所、取扱所の所有者 ・消防法別表に定める数量未満の危険物を製造し、貯蔵し、又は占有者で本会の目的に賛同して入会した者。 ・本会の事業に密接な関係を有する者又は、本科に対して多額の寄付をした者。	S47. 5. 23	・視察研修会（防火協会と合同）の実施（各年） ・全国火災予防運動で防火ポスターの配布（防火協会共催） ・事業所初期消火競技会の開催（防火協会共催） ・危険物保安講習・予備講習受講案内 ・危険物安全週間のポスター、冊子等の配布
	防火協会	団体事務局	消防機関と緊密な連携のもとに防火思想の普及徹底並びに火災による災害防止に努め、住民共同の福祉の増進に寄与することを目的とする。	本巣市、北方町内に所在する工場、事業所、官公庁、危険物施設所有事業所、液化石油販売事業所、その他各種団体で本会の趣旨に賛同する者をもって組織	S53. 6. 6	・視察研修会（危険物安全協会と合同）の実施（各年） ・全国火災予防運動での防火ポスターの配布（危険物安全協会共催） ・甲種防火管理者新規・再講習及びテキストの斡旋 ・事業所初期消火競技会の開催（危険物安全協会共催） ・防火ニュース（広報誌）の作成・配布（市内全世帯）

(3) 防災・国民保護関係部局との連携

- 1 消防本部と各市町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町防災担当部局」という。）との連携は、広域化を機に、次の運用を行える体制を整備するため、継続的に協議する。
 - ・消防本部（消防署所）から、各市町の災害対策本部に職員を派遣し、災害時の連携体制を確保する。
 - ・各市町の災害対策本部に、消防本部と相互に通信が行える情報通信機器端末等を配備し（派遣消防職員が携行するものも含む。）、災害情報等の共有化及び連携体制を構築する。
 - ・各市町の体制に応じた消防体制を整えるため、消防本部の計画を見直す。
- 2 その他、災害に対する各市町の体制について、消防本部が十分な連携を行えるよう、広域化後も継続的に協議を行う。

災害対策において、消防本部と市町の防災担当部局との連携確保は極めて重要であり、現状においても緊密な連携を図るよう努めている。災害対策に対し、消防の広域化を要因とする無用な混乱を生じさせることがあってはならないことから、原則、現在の運用を継続するものとする。

なお、平成 25 年 6 月 21 日の災害対策基本法の改正により、組合方式や委託方式により消防事務を行っている市町村にあっては、その区域を管轄する消防長又はその指定する消防吏員を、市町村職員としての併任することなく、当該市町村の災害対策本部の本部員とすることができることとなった。

このため、今回の広域化にあわせ、消防本部と各市町災害対策本部との連携を確実なものとするため、消防本部（消防署）から岐阜市以外の各市町災害対策本部に、岐阜市消防長が指名する職員を本部員として、さらに当該市町に所在する消防署又は分署から管内の情勢を熟知している職員（派遣職員を指名）を併せて派遣することなどを統一事項として定めるとともに、消防本部の運用及び招集等に必要な修正を行うこととする。

また、災害発生状況及び対応状況等の情報共有のため、消防本部の情報通信機器端末を各市町担当部局に設置（派遣職員が携行）するほか、以下の事項について、広域化開始までに検討する。

- 1 各市町の夜間・休日等の初動時の連絡体制の確保
- 2 各市町における消防本部（署所）の役割とそれを果たすために必要な体制
- 3 防災訓練の合同実施など、予防対策における協力体制

なお、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づく首長の避難住民に対する誘導等に対し消防本部は、同法第 62 条第 5 項に基づき各市町の指示に基づき対応する。

表 4-39 連絡体制

《平常時（火災等の災害連絡含む）の連絡体制》

管轄消防本部	市町	連絡対応部署		連絡手段
		消防本部	市	
岐阜市消防本部	岐阜市	警防本部 （指令課）	秘書課	電話、メール 概況報告
	瑞穂市	警防本部 （指令課） 瑞穂消防署	総務課	電話、メール 概況報告
	山県市	警防本部 （指令課） 山県消防署	総務課	電話、メール 概況報告
	本巣市	警防本部 （指令課） 本巣消防署	総務課	電話、メール 概況報告
	北方町	警防本部 （指令課） 本巣消防署	防災安全課	電話、メール 概況報告

《災害対策本部設置時の連絡体制》

管轄消防本部	市町	連絡対応部署		連絡手段	消防本部からの災害対策 本部への派遣職員
		消防本部	市		
岐阜市消防本部	岐阜市	警防本部 （指令課）	都市防災部	情報端末 電話、メール等	本部員 副本部員 本部連絡員 指令班（2人）
	瑞穂市	警防本部 （指令課） 瑞穂消防署	総務課	情報端末 電話、メール等	本部員 （瑞穂消防署長）
	山県市	警防本部 （指令課） 山県消防署	総務課	情報端末 電話、メール等	本部員 （山県消防署長）
	本巣市	警防本部 （指令課） 本巣消防署	総務課	情報端末 電話、メール等	本部員 （本巣北分署長）
	北方町	警防本部 （指令課） 本巣消防署	防災安全課	情報端末 電話、メール等	本部員 （本巣消防署長）

（４）広域化後の適正な消防運用

（仮称）広域消防連絡会を設置し、広域化後も住民の意見を反映した業務遂行に努めるとともに、時代に即した消防運用の実施に係る計画案を民主的に策定するなど、消防行政の適正な運営の確保を図るものとする。

消防は、住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービスである以上、自治体の責務として不可欠なものである。

このため、自治体には、今後、人口減少・高齢社会の進展などにより財政的な制約が厳しい場合や、災害の多様化・複雑化、その他社会環境が大きく変化した場合に応じて、住民に対し適切な消防サービスを提供することが求められる。

消防がこの住民の負託に応えるためには、常にその時代に即した消防運用を図っていくことが重要であることから、あらゆる面から消防運用を継続的に検討する必要がある。

今回の消防広域化により、消防本部管轄が大きく広がり、住民の消防行政に対する意向や要求は、地域毎の実情や背景、歴史に差異が認められる。

このことを踏まえ、広域化後も継続的に適切な消防サービスを提供するという自治体の責務を念頭に、この計画を含め、各種計画等の見直しを、構成市町が相互理解を深めながら民主的に行うことが重要である。

このため、構成市町による（仮称）広域消防連絡会を設置し、住民の理解を得ながら消防業務を進めるために、各市町に消防本部の事業説明等を行い協議を進めるとともに、広域化後の消防力の効果を検証するなどして継続的に必要な消防力等を検討する。

8 その他事項

(1) 各市町が支出している補助金等の取扱い

- 1 現状、各市町が他団体等に対し支出している補助金、負担金等は、必要に応じ各市町が継続して負担するものとし、同一の団体等で、広域化を機に統合した場合は、岐阜市が岐阜市の基準により支払い、各市町は応分の負担を委託料として岐阜市に支払う。
- 2 活動目的が類似する団体に対する補助金、負担金等は、その有無及び基準額等に差異がある場合は、その取扱いについて、広域化後に各市町間で調整を図る。

現在、市町毎に支出している消防関係補助金及び交付金等については、広域化後の消防行政の円滑化を図るため、当面の間、各市町が継続して支出することを原則とする。

ただし、現状で活動目的等が類似する団体への補助金、交付金の有無及び金額等に差異がある場合は、当該団体に対する支出の経緯や目的及び効果等に配慮し、公平性、透明性の観点から、広域化後に精査及び調整を行うこととし、これに併せて必要に応じ、支出に係る事務所管を岐阜市消防本部に移行する場合もある。

(2) 消防事務に係る手数料等の取扱い

消防事務手数料は、全て岐阜市の歳入とし、消防費に充てる。

広域化により、危険物製造所等設置（変更）許可申請事務等の消防法令等に基づく事務については、岐阜市消防本部が行うことになるため、その事務に対する手数料については、岐阜市の歳入とするとともに、当該歳入額については、消防業務に係る経費に充当するものとする。

表4-40 手数料等一覧（平成27年度実績）

単位：円

手数料	岐阜市	瑞穂市	山県市	本巣消防（事）
危険物関係手数料	899,950	192,550	264,300	943,100
煙火消費許可等事務				
液化石油ガス法関係手数料	179,630		104,000	0
高圧ガス保安法関係手数料	944,850	655,000	19,250	245,500
火薬類等関係手数料	201,400		178,700	56,800
危険物の仮貯蔵及び仮取扱い承認申請手数料	32,400		0	16,200
計	2,258,230	847,550	566,250	1,261,600

(3) 各市町が行っている消防関連の慣行等

消防事務を委託する市町が行っている消防関連の慣行等には参加する。

各市町は、消防出初式等を慣行として行っており、これらの消防関連行事は、これまで継続して行われてきた経緯及び、それぞれの地域特性等を踏まえ、原則、現状どおり継続して行うこととする。

表 4-41 慣行等の現状

行事	団体	実施時期	担当	関係者等の出席		
				首長	消防長	消防団長等
出初式	岐阜市	1月の5日以降の日曜日	消防総務課	○	○	○
	瑞穂市	1月の第2日曜日	総務課	○	○	○
	山県市	1月第1週の日曜日	消防本部	○	○	○
	本巣市	1月第1週の日曜日(参賀日であれば、第2週)	消防警防課	○	○	○
	北方町	1月第2週の日曜日	防災安全課	○	○	○
林野火災演習	岐阜市	2月26日	消防課		○	○
	瑞穂市					
	山県市	11月中旬	消防課・各署		○	○
	本巣市	3月初～中旬	消防警防課	○	○	○
	北方町					
市長特別点検	岐阜市	4月下旬	消防総務課	○	○	○
	瑞穂市					
	山県市					
	本巣市					
	北方町					
消防団入退団式	本巣消防	1月初旬、4月初旬	消防総務課	○	○	—
	岐阜市	3月下旬～4月初旬	担当署			○
	瑞穂市	4月第1日曜日	総務課	○	○	○
	山県市	3月下旬(入団式)	消防課	○	○	○
	本巣市	3月最終日曜日	総務課	○	○	○
消防操法結団式	北方町	4月初旬(辞令交付式)	防災安全課	○		○
	岐阜市	4月上旬	担当署	○	○	○
	瑞穂市	6月中旬	総務課			○
	山県市					
	本巣市	5月上旬(市大会激励)	消防警防課	○	○	○
消防操法壮行会	北方町					
	岐阜市	7月下旬	担当署	○	○	○
	瑞穂市	7月中～下旬	総務課	○		○
	山県市	7月上旬	消防課	○	○	○
	本巣市	7月中～下旬(消防協会激励会)	消防警防課	○	○	○
消防団特別点検	本巣市	7月中～下旬(消防団激励会)*協会とは別日	総務課	—	—	○
	北方町	7月中～下旬	防災安全課	○	○	○
	岐阜市	5月～6月の間	各署	○	○	○
	瑞穂市					
	山県市					
年末夜警巡視	本巣市	10月第3週又は第4週の日曜日	消防警防課	○	○	○
	北方町					
	岐阜市	12月26～31日	各署	○	○	○
	瑞穂市	12月26～30日 (初日に市長等巡視)	総務課	○	○	○
	山県市	12月28日	消防課	○	○	○
表彰 (一般及消防功労)	本巣市	12月26日から30日 (初日に出発式)	消防警防課	○	○	○
	北方町	12月26日から30日 (初日に激励会)	防災安全課	○	○	○
	岐阜市	消防記念日	消防総務課	○	○	○
	瑞穂市	11月文化の日	秘書広報課	○		○
	山県市	出初式	消防課	○	○	○
市消防操法大会	本巣市	出初式	消防警防課	○	○	○
	北方町	出初式	防災安全課	○	○	○
	本巣消防	御用始	消防総務課	—	○	—
	岐阜市					
	瑞穂市	5月中～下旬	総務課	○	○	○
水防訓練	山県市	5月最終の日曜日	消防課	○	○	○
	本巣市	5月第3週又は第4週の日曜日	消防警防課	○	○	○
	北方町					
	瑞穂市	6月中旬	総務課	○		○
	本巣市	6月中旬	総務課	○	○	○
	北方町	6月中旬	防災安全課	—	—	○

【事務局】

〒500-8812

岐阜市美江寺町 2 丁目 9 番地

岐阜地域 4 市 1 町消防広域化推進協議会事務局

(岐阜市消防本部 消防総務課内)

TEL 058-262-7161 ・ FAX 058-266-8153

E-mail sh-shoso@city.gifu.gifu.jp